

平成26年第1回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成26年3月4日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成26年3月4日（火）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 施政方針演説
- 第6 教育行政方針演説
- 第7 議案第1号から議案第49号まで
- 第8 請願第1号及び請願第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	岩崎隆寿君	24番	祝優雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	藤井裕士君

會計管理者	本	間	佳	子	君	總務課長	計	良	孝	晴	君
綜合政策長	大	橋	幸	喜	君	行政改革長	清	水	忠	雄	君
世界遺産長	石	山		勉	君	財務課長	伊	貝	秀	一	君
地域振興長	藤	原		淳	君	交通政策長	渡	邊	裕	次	君
市民生活長	川	上	達	也	君	稅務課長	原	田	道	夫	君
環境對策長	名	畑	匡	章	君	社會福祉課長	深	野	まゆ	子	君
高齢福祉長	佐	藤	一	郎	君	農林水產課長	渡	辺	竜	五	君
觀光振興長	濱	野	利	夫	君	産業振興課長	羽	生		靖	君
建設課長	金	田	一	則	君	上下水道課長	和	倉	永	久	君
學校教育長	吉	田		泉	君	社會教育課長	小	林	泰	英	君
兩津病院院長	塚	本	寿	一	君	選舉管理委員會局長	安	藤	信	義	君
監査委員局長	島	川		昭	君	農業委員會局長	長		敏	宏	君
消防長	深	野	俊	之	君	危機管理幹事	本	間		聡	君
契約管理幹事	計	良	隆	弘	君	庁舎整備幹事	鈴	木	一	郎	君
主キ政策幹事	坂	田	和	三	君						

事務局職員出席者

事務局長	源	田	俊	夫	君	事務局次長	中	川	雅	史	君
議事調査係	齋	藤	壯	一	君	議事調査係	太	田	一	人	君

午前10時00分 開会・開議

○議長（祝 優雄君） ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第1回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（祝 優雄君） 会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、1番、山田伸之君及び3番、駒形信雄君を指名をいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（祝 優雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

今定例会の会期及び会期日程について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、金田淳一君。

〔議会運営委員長 金田淳一君登壇〕

○議会運営委員長（金田淳一君） おはようございます。去る2月28日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、ご報告をいたします。

会期につきましては、本日から3月24日までの21日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

本日は、諸般の報告、行政報告の後、施政方針演説並びに教育行政方針演説を行い、その後議案の上程、質疑、常任委員会付託を行います。なお、本日は午後1時から1時30分まで議会報編集特別委員会を、本会議散会后に各派代表者会議を開催いたします。会場は、お手元に配付した通知のとおりであります。

5日及び6日は、先議案件に係る常任委員会審査であります。

6日は、午後3時をめぐりに常任委員会の報告書の配付、委員長質疑等の受け付けの後、午後3時30分をめぐりに議会運営委員会を開催いたします。

7日は、代表質問であります。6会派から通告があります。代表質問終了後、先議案件に係る常任委員長の報告、質疑、議案に対する討論及び採決を行い、散会后各派代表者会議を開催します。

10日から12日までが一般質問です。質問者は10人です。なお、最終日の12日は散会后各派代表者会議を行います。

13日は、午前10時から佐渡空港・小木航路特別委員会を開催します。

13日午後から19日までの間が常任委員会の審査であります。

20日は、午前10時に佐渡空港・小木航路特別委員会を開催し、午後3時をめぐりに委員会の報告書の配付、委員長質疑等の受け付けの後、午後4時をめぐりに議会運営委員会を開催いたします。

24日は、午後2時から最終日の議事を行います。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今定例会の会期は本日から3月24日までの21日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は21日間に決定をしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（祝 優雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 先ほど私が議会運営委員長に対する質疑をすればよかったのですが、ちょっとタイミングを失って、今議事進行で申し上げるのですが、20日の日に佐渡空港・小木航路特別委員会があることになっております。私が委員長を務める新市建設計画等特別委員会というのが欠落をしておるので、これも前議会において中間報告をしておりますが、今度我が委員会もなくなりますので、最終報告をしなければならないのではないかと、こう思っておるのですが、そのような扱いはどのように検討されたか。これは、委員長ではなくて議長のほうから説明いただければいいのですが、今私がこれを言うておかないと流れてしまいますので、一言議事進行の形で申し上げておきます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） わかりました。

これは、後日議会運営委員会で協議をして日程を調整します。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（金田淳一君） 説明をさせていただきます。

20日は、佐渡空港・小木航路特別委員会が午前中ございます。20日の15時の常任委員会報告、それから特別委員会の報告書配付は、これは一緒に配付する予定でございますので、その後最終日、24日には特別委員長の報告も当然議題に上がるというふうに理解をしております。

よろしく願いいたします。

日程第4 行政報告

○議長（祝 優雄君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。平成26年第1回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成25年

第5回佐渡市議会定例会以降の報告事件につきましてご説明を申し上げます。

報告第1号から第3号までの専決処分につきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分をしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上、報告事件についての説明を終わります。

○議長（祝 優雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結します。

日程第5 施政方針演説

○議長（祝 優雄君） 日程第5、施政方針演説を行います。

市長から施政方針演説の申し出がありますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 平成26年第1回佐渡市議会定例会の開会に当たりまして、新年度の市政運営について私の所信を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成26年度は、私が市政運営を任されて約2年が経過し、折り返しの年となります。これまでの2年間は、課題解決に向けた仕組みづくりや、地域や企業の自主的な活動となる「芽出し」の支援と、それらの活動を活性化に結びつける「橋渡し」に力を注いでまいりました。

本年度はこの芽出しと橋渡しの機会を更に増やし、芽を实らせるための実践の年として位置付け、佐渡の元気を取り戻してまいりたいと考えております。

また、平成21年度に策定した佐渡市将来ビジョンの目標と実態に乖離が生じてきたため、昨年12月に見直しを行い、新たな将来像に向けて取り組むスタートの年でもあります。

見直しの1点目は財政的な問題です。合併後10年が経過したことから、段階的に地方交付税が縮減されるため、特に歳出を抑制する必要があり、平成26年度一般会計予算は458億円とし、対前年度比で65億円の減、率で12.4%の減としました。

2点目は行政改革です。地域間格差及び過疎化が進行したことから、地域をサポートする体制や行政サービスを維持することが重要であるため、支所・行政サービスセンターや消防等で一定の職員数を確保する必要があると考え、職員数の削減を抑制するよう見直しました。本年度は財政計画における人件費との整合を図るため、職員給与のカットにも取り組みます。

3点目は庁舎建設です。行政事務の効率化を図るため、分散している本庁機能を集約する必要があります。現在の市役所を活用しながらその周辺に庁舎を増設することとし、将来の行政規模を見据えた規模で整備します。

4点目は成長力の強化です。本市の活性化の基本は、人口減少対策、人材育成・確保対策、高齢者・障がい者等福祉対策、防災対策であり、早急に取り組む必要があります。佐渡の豊かな自然の恵みを活かし

た付加価値の高い産業おこしと、佐渡の魅力を活かした観光等交流人口の拡大によるにぎわいの島づくりを中心に据え、成長力の底上げを図ります。

以上、申し上げたことを重点的に平成26年度の施策を組み立てましたので、ご説明いたします。

1. 人口減少対策

本市の人口動態は、平成22年国勢調査によると平成17年度からの5年間でマイナス6.9パーセントと県内20市では減少率が2番目に高くなっており、平成25年度の推計人口ではついに6万人を下回る状況です。死亡数が出生数を上回る自然減は約700人、転出数が転入数を上回る社会減は約300人で、毎年約1千人ずつ減少しています。

人口減少に伴う最重要課題として、地域経済活動の低下があり、平成17年度に2,138億円だった市内総生産は、平成22年度には1,912億円まで落ち込んでいます。

(1) 自然減の改善

本市では平成24年度の出生数が初めて400人を下回り、少子化が深刻化しています。その原因の一つとして子育て世代の経済的な負担が挙げられます。また、未婚化や晩婚化が進み、少子化に拍車をかけています。

一方で、市民の健診受診率は、特に若年層における受診率が低く、生活習慣病の増加が懸念され、健康づくりへの対策が必要です。

これらの課題と対応方針を踏まえた具体的な施策として、少子化対策については、現在、在園する3人目以降の園児に対し全額免除している保育料を、県内では初めてとなる2人目以降の園児まで拡充するとともに、中学生までの医療費助成を継続することで、更なる経済的な負担軽減や就業促進を図ります。

あわせて、保育園の環境を整備するため、地元のご理解をいただきながら老朽化施設の解消と、適正規模の配置に向けた統廃合に取り組みます。

未婚化や晩婚化の対策としては、結婚適齢期の独身男女の出会いの場を創出します。

また、不妊に悩む夫婦が特定不妊治療を行う場合は、島外での治療が必要であることから、従来の保険外診療の特定不妊治療費助成に加え、船賃に対する助成を行い、安心して妊娠・出産できるよう経済的負担を軽減します。

健康づくりへの対策については、若年層の健診受診の勧奨や健診データを活用した生活習慣病対策に加え、市民グループによる元気度チェックの実施等を行い、健康寿命の延伸と若年層の受診率向上を図ります。

さらに、産官学連携による新しい社会システムの実践研究を進めるCOIトライアル事業により、情報通信技術を活用した高齢者の健康づくりの“見える化”による健康増進に取り組みます。

(2) 社会減の改善

本市の高卒者は、進学と就職を合わせて80パーセント以上が市外に転出し、大学等の卒業後も市外に就職する若者が多く増えており、佐渡から出て戻ってきてもらう対策が必要であります。

具体的な施策については、大学生の就労支援として、インターンシップ受入企業の拡充と受入期間の通年化に取り組みます。

また、若者U・Iターン者の面接費用の助成や就職への奨励金制度の活用を促進するとともに、若者夫

婦世帯のU・Iターンには、家賃や住宅購入費等の助成制度を拡充します。

あわせて、U・Iターンの経験がある促進協力員等と連携しながら、田舎暮らしを希望する人たちに佐渡を選んでもらうため、佐渡の魅力や暮らしの情報を発信し、短期滞在の助成や空き家紹介等、移住への誘導を行い、二地域居住を含め定住の促進を図ります。

また、学校において郷土愛の醸成と職業観の育成を行う「キャリア教育」の推進により、文化・芸能といった佐渡の魅力を学ぶとともに、職場体験を通じ島内企業を理解することによって児童・生徒が将来、佐渡に残りたくなる、佐渡に帰ってきたくなる意識の醸成を図ります。

(3) 農林水産業の振興

規模拡大による競争力の強化、米の生産調整廃止などの農政改革が示されていますが、条件不利地の多い佐渡では規模拡大が難しいため、耕作放棄等の増加や農道、水路等の共同管理体制の崩壊が懸念されます。

このような中で、これからの佐渡の農業については、独自の販売戦略、販売を支える品質の維持向上、担い手確保、企業参入の対策が必要であります。

具体的な施策として、販売戦略については、G I A H Sを活用した棚田サポーター制度の充実や寄附講座の結果を踏まえた国際的・学術的な証明を示すことにより、佐渡米の更なる高付加価値化を図ります。また、果樹等のプレミアム性の高い品目では、富裕層などへの販売アプローチや国外での販売を視野に入れた佐渡産品取扱店舗等の販路を開拓します。

さらに、佐渡の知名度を国内外に押し上げるため、行政だけではなく、企業、関係団体等が一体となった「チーム佐渡」を立ち上げ、農林水産物の販売戦略のみならず、観光や定住対策等あらゆる分野において情報を共有し、佐渡のPRを一丸となって全力で取り組みます。

また、地域資源である竹やもみ殻を新エネルギーに変える仕組みを構築するため、産学官連携による研究調査事業を行い、更なる環境イメージアップによるブランド力の向上を図ります。

品質向上策としては、佐渡米の高品質・良食味米生産を推進する100人の品質向上サポーターによる生育情報の発信や栽培技術研修の拡大により、基本技術の励行を一層徹底し、一等米比率の向上を図ります。

担い手確保対策としては、集落営農組織づくり、里親研修支援制度と併せ、新規就農者や地域農業を支える担い手への設備投資支援施策の拡充を図るため、地域農業システムの早期確立を推進します。

さらに、生物多様性保全の取組を農業経費として加算するなど、佐渡版戸別所得補償制度の拡充により、農家所得の向上と経営の安定化を進め、生物多様性農業の普及と担い手の育成・確保につなげます。

企業参入については、農地の所有権移転も視野に入れながら、地域と企業が安心して営農できる仕組みを構築します。

(4) 商工業の振興

本年4月の消費税率の引上げが、市民生活や市内経済、特に商工業に与える影響は大きいものと懸念されます。

本市の商工業は、原材料や製品の多くを市外からの移入に依存しており、市内における産業間の生産波及力が小さいため、産業間取引の拡大を図る必要があります。

また、人口減による購買力の低下が懸念されるため、市内における消費の拡大と市外における佐渡産品

の販路拡大が必要です。

具体的な施策として、消費税増税対策については、国の経済対策の動向を注視しながら、市独自の経済対策として、プレミアム商品券の発行や商工業者の制度融資に対する利子補給を実施します。

また、産業間取引の活性化を促すため、起業への支援、資質向上や能力開発のための支援を行い、先端技術の習得や企業競争力の向上を促進します。

さらに、市内における農林水産物の生産・流通・消費の仕組みづくりを進めることにより、農林水産業と企業の農商工連携や6次産業化の促進、商品の高付加価値化を図ります。

加えて、佐渡産品の販路拡大とブランド力向上のため、市外の佐渡にゆかりのある飲食店等を佐渡産品提供店「サドメシラン」として登録し、佐渡産品の消費地への橋渡しの機会の拡大や消費者への周知する仕組みを構築することにより、新たな佐渡ファンの獲得や顧客の常連化を図ります。

(5) 観光等交流人口の拡大

現在の佐渡観光の旅行形態は、ツアーコースが定番化しており、宿泊数の減少や旅行単価の低廉化に陥っています。旅行単価の低廉化は価格競争を招き、結果として顧客満足度の低下につながっており、県が2年に1度実施している観光地満足度調査では、県平均のリピート率47.6パーセントに対し、佐渡は豊かな観光資源を有しているにもかかわらず、37.8パーセントと低い値となっており、満足度とリピート率向上への対策が必要です。

また、来春に迫った北陸新幹線金沢延伸や将来の北海道新幹線開業に伴う上越新幹線の影響への対策として効果的な誘客対策が必要です。

さらに、2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定し、世界の目が日本に向かっている中、本市においても、世界遺産登録や世界ジオパーク認定に向けた取組を推進するとともに、外国人旅行者の誘客対策が重要となります。

具体的な施策として、宿泊数の減少や旅行単価の低廉化の対策については、滞在型観光を推進するため観光戦略官を採用し、本物の佐渡を知ってもらえるようアクティビティ群の整備や旅行コンテンツの開発を戦略的に行います。

顧客満足度とリピート率の向上への対策としては、佐渡の旬の食材を使った「グルメ旅」などの造成や、まち歩きガイドや世界的3資産のガイドと連携した企画募集型旅行商品の造成を促進します。

誘客対策については、小木港開港400年を迎えることから、記念イベント等の実施を促進するとともに、北陸新幹線の開業を見据え、佐渡を上越新幹線との周遊の要として位置付け、中型高速カーフェリーの就航など官民一体となった周遊型広域観光を推進するため、対岸市と連携して首都圏や関西圏へのPRの強化を行い、能登地域と連携したチャーター船運航の促進や観光客の利便性に配慮した島内定期観光バスの運行体制を確保します。

また、上越新幹線への対策として、JRの新潟デスティネーションキャンペーンと連携し、全国に向けた積極的な誘客活動に取り組むとともに、会津など新たな地域と連携した誘客にも着手します。

世界遺産登録の推進については、世界的3資産と合わせた市民の機運醸成を図るとともに、推薦書の作成を進めます。

また、ジオパークについては、県と連携しながら関係地域との広域的な交流を図ります。

外国人旅行者への対策としては、国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、富裕層をターゲットとしたクルーズ船誘致を国、県の協力を得ながら地域の受入団体と連携して取り組みます。

(6) 交通インフラの整備

昨年12月に施行された交通政策基本法には、離島の交通事情への配慮のほか、大規模災害時の代替交通手段や観光客の円滑な往来に必要な交通手段の確保について規定されており、先の参議院予算委員会で佐渡空港問題が議論されたところでもあります。

離島である本市にとって、産業の活性化や防災対応等のためには、大都市圏と直結した航空路の開設や小木・直江津航路における変則ダイヤの解消等、利便性の向上が必要不可欠です。

具体的な施策として、航空路については、滑走路2千メートル化を目指し、地権者全員の同意を取得したうえで、国と県に事業化に向けた働きかけをします。

航路については、北陸新幹線の開業による佐渡を要とした周遊型広域観光を促進するため、両津・新潟航路において4月から航路運賃の大幅な割引を行うとともに、小木・直江津航路の船舶建造を引き続き支援し、運賃の低廉化や変則ダイヤの改善に取り組みます。

2. 人材育成・確保対策

本市では、少子高齢化の進行により、地域や産業における様々な分野で人材が不足しています。

労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の生産年齢人口は、平成22年に3万2千人を超えていましたが、平成31年度には約2万5千人にまで減少すると推計されています。

(1) 人材の育成

佐渡の魅力や職業の実態を知らずに島を離れる若者が多いことから、子どもの頃から郷土を知る教育を推進する必要があります。

また、特徴ある地域産業を活性化させるためには、地域における人材不足を解消するため、担い手やリーダーの育成が必要であり、医療・福祉・介護等の現場においては、資格取得等の環境づくりが必要です。

具体的な施策として、子どもの教育については、新たに設置する佐渡博物館等を活用した郷土の自然・歴史・文化を学ぶ「佐渡学」により郷土愛を育成するとともに、島内企業と連携した職場見学や就労体験の充実により職業観を醸成するキャリア教育の推進を図ります。

また、担い手等の育成については、年齢や立場、職種に応じた人材育成セミナーの開催や専門的な資格取得の支援による資質の向上、能力開発、技術向上を図ります。

(2) 人材の確保

佐渡には魅力ある地域資源が豊富であるものの、専門的なスキルや人脈等を有する人材が不足しており、有効的な活用がなされていないことから、外部からの優秀な人材を確保することが必要です。

また、地域医療においては、看護師不足が深刻な状況となっており、病床数の減少も懸念されるため、喫緊な確保対策が必要です。

具体的な施策として、外部人材の確保については、客観的・専門的な視点を有する優秀な人材を観光戦略官と広報戦略官として採用します。また、地域の課題解決や魅力ある地域づくりをサポートする人材を確保するため、地域おこし協力隊等の増員を図ります。

加えて、地域と連携した活動が大学の単位取得につながる域学連携や、インターンシップなどにより、

学生の柔軟な発想と行動力を導入します。

看護師確保については、これまでの家賃補助に加え、就職奨励金や面接費用の助成を創設し、島外看護学生への勧誘を積極的に行うとともに、奨学金制度の見直しにより一人でも多くの看護師を確保します。

3. 高齢者・障がい者等福祉対策

本市の高齢者世帯は、平成22年国勢調査では14,849世帯あり、全世帯数の62.6パーセントを占め、県内20市で2番目に高くなっており、このうち単身世帯数は3,440世帯で14.5パーセントとなっています。

一方、年々少子化が進行する中、様々な問題を抱える子どもたちが存在しており、支援を必要とする子どもや若者に対する横断的なサポートをする体制づくりが求められています。

(1) 高齢者の生きがいづくり

高齢者は、経験から数多くの知恵や技術を身に付けており、地域にとっても貴重な財産となっています。その経験を活かして輝き、楽しく生活できる生きがいづくりを促進するとともに、活動人口の増加にもつながる健康寿命を延ばす対策が必要です。

また、高齢者等が安心して暮らすためには、多様な福祉サービスが受けられる環境づくりが必要です。

具体的な施策として、生きがいづくりについては、庭先集荷等により、市内の飲食店や小売店、ホテル・旅館、公共施設の給食での地場産品の利用拡大を図るとともに、高齢者や女性が生きがいを持って働く仕組みを推進します。

また、介護保険施設等でのボランティア活動に対して、ポイントを付与し換金できる介護保険ボランティアポイント制度の充実を図り、高齢者の健康づくりと社会参加活動を促進します。

健康寿命を延ばす対策については、大学との連携により健診結果を分析し、生活習慣病の予防を推進します。

また、増加する認知症本人とその家族を支援する認知症地域支援推進員を配置し、介護、医療、地域サポートなどの各サービスの連携支援や個別の相談体制の充実を図るとともに、認知症等により判断能力が不十分で身寄りのない人に代わり、市民が財産管理等を行う市民後見人を継続して養成・確保します。

多様な福祉サービスが受けられる環境づくりについては、待機者解消に向けた特別養護老人ホーム等の施設整備に対し支援するとともに、低所得者層へのユニット型個室の居住費助成を継続します。

(2) 子ども・若者等のサポート

発達の遅れが気になる子どもには、早期発見や早期支援の体制づくりが急務であり、本市においては5歳児までを対象とした発達障がい児支援事業を平成24年度から始めました。しかし、子どもたちが抱える課題は複雑であり、子どもや養育者への支援、養育環境の整備については、医療、保健、福祉、教育、雇用等の各分野が十分な連携を図り、発達段階に応じた支援体制の強化が必要です。

さらに、近年「働きたいけど、自信が持てず一歩を踏み出せない」など、就労に不安を持つ若者が増加しており、就労に向けた若者へのサポート体制が必要です。

具体的な施策として、発達段階に応じた支援を必要とする子どもから若者までを対象とした総合相談窓口となる「子ども・若者相談センター」を創設し、各分野が連携を図りながら一人ひとりの成長過程に応じた切れ目のない支援に取り組みます。

また、就労に向けた若者へのサポート体制として、働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若

者が相談できる地域若者サポートステーションとの連携を図り、専門的な支援やコミュニケーション訓練等による職業的自立を促進します。

（３）過疎化に対応した地域づくり

過疎化が進んでいる本市では、伝統芸能の継承や集落活動が困難になるなど、地域コミュニティの弱体化が進んでいるため、地域が主体的に活動できるようサポートする仕組みが必要です。

具体的な施策として、NPO団体や大学等との連携により地域と大学等との交流を推進し、集落行事の維持・活性化を図ります。

あわせて、支所・行政サービスセンターが地域の拠点となり、地域おこし協力隊や地域活動支援員と連携し、地域のアしたを考える場の創出や支所長等の裁量予算により、自発的な地域づくり活動を支援するとともに、公民館活動を活性化させるため「地区公民館事業活性化支援隊」を創設して地域力の向上を図ります。

また、地域の特性に応じた自助・共助・公助の関係を確立する福祉版コンパクトシティを新たな地区において展開します。

加えて、高齢者の通院や買い物などの移動手手段の確保として、これまで社会実験として実施していた高齢者運賃割引サービス事業を本年度から本格運用します。

また、高齢化集落の生活環境の維持や道路・水路の維持管理の労力不足を補うため、市が認定する「地域貢献地元企業」の協力を得て作業員労力等を支援します。

４．防災対策

東日本大震災や伊豆大島で発生した大規模な土石流災害の教訓から、ハード・ソフト事業を効果的に組み合わせ、早く知らせること、早く逃げること、早く対応することを主眼とした防災・減災対策を一体的に講じて、災害から命を守るための防災を実効性あるものにすることが必要です。

具体的な施策については、災害時や非常時の情報を迅速かつ確実に市民に伝えるため、緊急情報伝達システムへの加入を促進します。

また、地域防災マップの作成や指定避難所に防災備蓄倉庫の整備を行うとともに、市内各所に防災案内板を設置します。あわせて、津波浸水が想定される区域で高台等への迅速な避難が困難な地域において、住民が一時的に避難できる津波避難タワーを整備します。

さらに、地域住民の自発的な防災活動を促進するため、防災士研修を実施し、地域や事業所等における防災リーダーを計画的に養成して地域防災力の強化を図ります。

津波対策や原子力災害対策等の課題に対応するため、佐渡市地域防災計画を見直すとともに、地域の実情に即した災害対応マニュアルづくりや、国や県をはじめとした、防災関係機関との役割分担や連携強化を図り、災害時や非常時の即応力を高めます。

また、全市民を対象とした一斉防災訓練を本年度から実施するとともに、支所・行政サービスセンターを地域防災拠点として位置付け、機能整備や権限の見直しを計画的に進めます。

減災対策として、不特定多数の市民や自力避難が困難な高齢者や障がい者が利用する公共施設の耐震化を優先的に進めるとともに、耐震改修促進法の改正に伴い不特定多数の人が利用する民間施設の耐震化について、支援のスキームを構築します。

加えて、橋りょうやトンネルを含めた道路等の総点検を引き続き実施し、緊急的な補修など必要な対策を講じるとともに、離島に必要な不可欠な耐震岸壁等の事業化を推進します。

佐渡市はこの3月1日に市制施行10周年の節目を迎えました。合併前はそれぞれの小さなエリアでの寄せ集めであったものが、自然、歴史、文化など、佐渡市一本で「日本の縮図」としてその魅力を丸ごと発信できるようになり、佐渡ファンが着実に増えてきました。

この佐渡ファンを逃さず、佐渡の魅力を十分に伝えられるよう、顧客ニーズ別のファン化戦略に取り組むとともに、チーム佐渡の立ち上げにより佐渡PRの体制を強化し、より一層の佐渡ファン獲得を図ります。

また、佐渡の活性化には、その方向性を市民全体で共有し、市民一人ひとりが考え行動することが不可欠であります。そのために私が先頭に立ち行動しますので、「日本一お客様に愛され、選んでもらえる島」を目指し、市民の皆様も一緒に力強く前へ踏み出そうではありませんか。

議員並びに市民の皆様により一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、平成26年度の施政方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で施政方針演説を終了いたします。

日程第6 教育行政方針演説

○議長（祝 優雄君） 日程第6、教育行政方針演説を行います。

教育長から教育行政方針演説の申し出がありますので、これを許します。

教育長、小林祐玄君。

〔教育長 小林祐玄君登壇〕

○教育長（小林祐玄君） おはようございます。よろしく願いいたします。平成26年第1回佐渡市議会定例会の開催に当たり、佐渡市教育委員会所管に関する教育行政方針について申し上げます。

生涯にわたって生き生きと暮らすことができる豊かな人間性と創造性を備えた人材の育成のためには、教育の果たす役割は極めて重要であります。

現在の多様で変化の激しい社会においては、特に「自立、協働、創造に向けた一人一人の主体的な学び」が求められています。

これらを踏まえ、学校教育においては、「佐渡市学校教育基本構想」に基づき、「意欲をもち、確かな学力を付ける教育」「郷土を愛し、夢と誇りをもつ教育」「生きがいを見付け、自立を目指す教育」「学校教育の基盤整備と充実」を積極的に推進していきます。

一方、社会教育においては、「佐渡市生涯学習推進計画」に基づき、市民一人一人の多様な生き方を支援し、生きがいと活力に満ちた生涯学習の島を実現するために各種事業を推進していきます。

【学校教育の推進】

1. 学力の向上

学力実態調査では、本市の小学生は全国平均を上回り、中学生はそれに達していないという現状があります。本年度は、これまでの学力実態調査の分析とそれに基づく研修会の実施、指導主事による「学校支

援訪問」の強化を図り、学力向上に努めます。

2. いじめ・不登校の解消

近年、報道でも大きく取り上げられている「いじめ」は人権を脅かすものであり、決して許されるものではありません。学校・家庭・地域・関係機関等の連携のもと、いじめの問題を克服していく必要があります。

本市においても、いじめや不登校の事案は発生しており、重要な課題であると捉えています。そこで、「いじめ見逃しゼロ」「早期発見・即時対応」「不登校を生まない学校づくり」という視点から、子どもが安心して学校生活を送れるよう努めていきます。そのために、教育委員会の指導体制・相談体制を強化し、各学校への十分な支援を行います。また、佐渡総合教育センター事業として人権教育、同和教育研修会、いじめ・不登校対策研修会を開催し、教員の指導力を高めます。各学校では、子どもとの日々のふれあいを重視し、生徒指導や道徳教育をより充実させ、豊かな心の育成に努めます。

3. キャリア教育・佐渡学の充実

佐渡の将来を担う子ども達の育成のため、郷土の資源を活かしたキャリア教育を推進します。本年度は勤労観、職業観の醸成のため、職場体験等の充実を図ります。また総合的な学習の時間を中心に、佐渡博物館を十分に活用しながら地域の自然・歴史・文化・産業を学べるように支援を行い、郷土を愛し、夢と誇りをもち、自立を目指す教育を進めます。

4. 学校教育の基盤整備と充実

幼稚園教育については、幼稚園と小学校の連携をより深めます。

また、社会福祉課との連携も深め、園児の実態把握及び就学前指導を積極的に進めます。

奨学金貸与事業については、多くの学生に利用してもらえるよう更なる周知に努めるとともに、制度の見直しも図ります。

通学路の安全対策は本年度も関係機関と協力し、防犯・交通安全対策を講じていきます。

食育の推進については、センター給食を主軸とし、食べることの楽しさや栄養バランスの大切さを教えていきます。食物アレルギー対策や地産地消の推進も図っていきます。

学校の環境整備については、相川小学校体育館の改築、南佐渡中学校グラウンド整備及び小木小学校の移転事業を進めていきます。また、老朽化した両津学校給食センターの全面改築に着手いたします。

5. 学校統合計画の取組

複式学級の解消を目指した前期統合計画により、本年4月には、小学校24校、中学校13校になります。

今後は、後期統合計画に基づき、将来の児童生徒数の推移を見極めながら、教育環境の改善・充実に向け、保護者及び地域住民の十分な理解を得て統合を推進していきます。

【社会教育の推進】

1. 豊かな情報で生涯学び続ける 市民の島

市民が「いつでも・どこでも・だれでも」学べるために、高齢者学級や家庭教育学級、市民大学講座等を通じて、生涯学習の機会を積極的に設けます。それらの発表の場として実施している生涯学習フェスティバルは、今後も継続して推進していきます。

本年度はこれらの活動を支える人材バンク登録制度を構築し、指導者や講師等の派遣要請に速やかに応

えていきます。

文化会館主催のコンサートや演劇等の自主事業については、昨年度、企画段階から事業実施までを担う市民ボランティアグループを組織し、自主事業の選定を行いました。これらの団体と協働し、市民の要望にあった事業を展開します。

図書館においては、これまで整備方針について検討してまいりました。本年度は図書の実質や人員の適正配置に取り組むとともに、引き続き開館時間の延伸を実施し、利用しやすい図書館を目指します。

また、郷土資料や行政資料をはじめとする地域資料を収集し、調査相談業務や情報提供を充実させます。

2. 互いに助け合い活力にあふれる 地域の島

地域の高齢化が加速するとともに核家族化が進み、地域の交流が希薄になってきています。公民館活動の推進によって、これまで培ってきた地域の協力体制を強化しなければなりません。

そこで地区公民館を中心とした学習活動・サークル活動や地区の運動会・芸能祭等の事業を支援する「地区公民館事業活性化支援隊」を組織します。

交流の拠点となる集会施設の改修等の費用を補助する「公民館分館施設等整備事業」は、これまで一定の成果をあげてきましたので、本年度も継続して実施するとともにその効果について検証します。

3. 自然を守りトキと共生する 環境の島

多くの市民や島外の方々のご協力をいただき、昨年度「佐渡ジオパーク」が日本認定を受けました。これまで、小木ジオサイトや西三川ジオサイトの整備を進め、市民とともにその活用について検討しコースづくりに取り組んできました。

本年度は相川ジオサイトの整備を進めるとともに、世界ジオパークの認定を目指し、市民への一層の普及を図ります。

さらに、世界文化遺産やG I A H S の取組と連携し、ホームページの実質、ガイドの養成等に力を入れ、交流人口の拡大を目指します。

4. 歴史を学び後世に受け継ぐ 伝統文化の島

市民が郷土に誇りを持ち、将来を担う若者が佐渡を支えていくためには、児童・生徒が郷土を学び、佐渡を知ることが重要です。

本年度は、佐渡博物館を佐渡市の総合的な博物館と位置付け、3資産の普及活動と連携しながら、市民にとって親しみやすい博物館づくりに努めます。

また、全国高等学校版画選手権大会や、佐渡市展及び県展佐渡展の開催により、美術鑑賞の機会を設けるとともに、美術の普及と水準の向上を図ります。

5. スポーツに親しみ心身共に活力を生む 健康の島

市民のスポーツ活動においては、競技力の向上、地域に根ざした市民スポーツの普及を目指し、体育協会等と連携、協働しながら事業を進めます。

施設においては、市民の念願であった（仮称）佐渡市総合体育館が竣工し供用を開始します。この施設を活用した市内大会の開催はもとより、島外からの大会や合宿の誘致に努め、スポーツ交流による市民への普及や競技力の向上を図ります。

スポーツイベントとして定着した「佐渡国際トライアスロン大会」をはじめとする4大会の中で、本年

度は、オープンウォータースイミングをより賑わいのある大会とするため、砂浜を使って行うバレーボール・サッカー・テニスのイベントを同時に開催します。

また、本年度より佐渡スポーツ振興財団が一部の体育施設の指定管理者となります。スポーツ振興財団・佐渡市体育協会・本市が連携して市民スポーツの推進に向けた取り組みを進めます。

以上、平成26年度の教育行政方針について申し上げましたが、これらの方針、施策を実現していくために、教育委員会は全力で取り組んでまいります。

議会や市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で教育行政方針演説を終了します。

日程第7 議案第1号から議案第49号まで

○議長（祝 優雄君） 日程第7、議案第1号から議案第49号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合規約の変更について）であります。本案は、地方自治法第286条第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。規約変更の内容は、燕市及び五泉市からの申し出により、新たにこの2市を公平委員会に関する事務に加えるものであります。

議案第2号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例及び佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間、給与月額を市長は20%、副市長及び教育長は10%減額するため、所要の改正を行うものであります。

議案第3号 佐渡市職員の給与の特例に関する条例の制定について。本案は、一般職の職員の給与を減額するため、条例を制定するものであります。主な内容は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間、医療職給料表の適用を受ける職員を除く給料の月額について、一律3%を減額する特例措置を実施するものであります。

議案第4号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成25年の新潟県人事委員会勧告に基づき、条例の一部改正を行うものであります。主な改正内容は、給料表3級以上の給料月額に乗ずる割合の改定及び災害派遣手当について所要の改正を行うものであります。

議案第5号 佐渡市附属機関の設置に関する条例の制定について。本案は、地方自治法第138条の4第3項に基づき、本市が条例で設置する附属機関について、既に個別の条例で設置している附属機関及び新たに附属機関と位置づける会議を本条例で一元化して設置するものであります。

議案第6号 佐渡市金井地区防災無線施設条例を廃止する条例の制定について。本案は、緊急情報伝達

システム整備に伴い、市の情報通信施設の一元化を図るため、旧金井町で設置した防災無線施設の運営を終了するものであります。

議案第7号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、指定管理者制度の導入により、ケーブルテレビ事業として経理を区分する必要がなくなった佐渡市ケーブルテレビ特別会計を廃止し、また栗野江財産区の議会制廃止に伴い、佐渡市栗野江財産区特別会計を廃止するため、条例を改正するものであります。

議案第8号 佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、これまで佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金の充当事業範囲を医療の確保、生活交通の確保、集落の維持活性化に限定していたものを産業の振興、高齢者支援、子育て支援などの住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業に範囲を拡充するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第9号 佐渡インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、両津港北埠頭地区において、佐渡に訪れる観光客などへの情報発信、イベントの開催及び周辺地域との交流を行うことにより地域活性化を図る施設を設置するため、その管理運営に関する条例を制定するものであります。

議案第10号 佐渡市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成26年4月1日から70歳から74歳までの方の医療費の自己負担割合が2割となることに伴い、平成26年4月1日以降に受給者となる方の医療費の自己負担割合を2割に変更するため、また現受給者に対する経過措置として後期高齢者医療制度加入までの間の自己負担割合を1割に据え置くための条例改正を行うものであります。

議案第11号 佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市内において看護師を始めとした医療技術者が不足している状況から、医療技術者を目指しかつ本市へ定着を希望する学生の増加を図り、市内への就業を促進することを目的として、奨学金の返済免除の額を拡大する改正を行うものであります。

議案第12号 佐渡市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新たに国府川浄化センター敷地内に建設されるし尿受け入れ施設を平成26年7月1日から供用を開始をし、八幡地区にある国仲清掃センターと小木地区にある南佐渡し尿処理センターの2つのし尿処理施設を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号 佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公共施設の見直しと借地解消の取り組みの中で、児童遊園としての機能が著しく失われている施設を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号 佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、経営改善の一環として両津病院、相川病院で実施する役職手当の一部改正に合わせ、管理職でない役職につく職員の手当を削り、管理職手当に統一するため、すこやか両津に勤務する職員のうち、医師を除く職員の役職手当を廃止するために必要な改正を行うものであります。

議案第15号 佐渡市高齢者共同住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案

は、公共施設の管理運営の見直しにより、両津高齢者共同住宅しいの実苑を廃止するため、条例を廃止するものであります。

議案第16号 佐渡市営畑野駐車場条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公共施設の見直しの結果、市営畑野駐車場のうち、渋沢駐車場を廃止をし、当該土地を地権者に返還するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、小木小学校の老朽化に伴い、平成26年3月末をもって閉校となる小木中学校校舎を改修し、平成27年4月に小木小学校を移転するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号 佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市奨学金制度を多くの方に利用してもらうため、貸与に当たり連帯保証人の住所要件を廃止する条例改正を行うものであります。

議案第19号 佐渡市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成25年6月に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、社会教育法が改正され、これまで同法に定められていた社会教育委員の基準について、市の条例で定めることとなったため、条例の改正を行うものであります。

議案第20号 佐渡市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について。本案は、平成25年6月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、消防組織法第15条が改正され、平成26年4月に施行されることに伴い、今まで政令で定められていた消防長及び消防署長の資格を市町村の条例において政令で定める基準を参酌して定めることとなったため、新たに消防長及び消防署長の資格を定める条例を制定するものであります。

議案第21号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、建築基準法施行令及び消防法施行令の改正に伴い、条例中で同法施行令を引用している箇所を改正する条例改正を行うものであります。

議案第22号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が行われ、危険物の製造所などにかかわる手数料の額を引き上げるなどの見直しが行われたため、条例中の手数料額の改正を行うものであります。

議案第23号 佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画（平成25年～27年）を変更するに当たり、辺地にかかわる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものであります。変更の内容は、起債の増額及び新規事業の追加によるものであります。

議案第24号 財産の無償譲渡について（旧川茂教職員住宅）。本案は、旧川茂教職員住宅を地元許可地縁団体に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第25号 平成25年度佐渡市水道事業会計資本剰余金の処分について。本案は、平成25年度佐渡市水道事業会計のうち、補助金等をもって取得した資産の除却により発生する損失について、補助金等を源泉とする資本剰余金5,101万4,000円を上限として補填することについて、地方公営企業法第32条第3項の規

定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ14億4,778万1,000円を追加をし、予算総額を572億19万5,000円とするものであります。主な補正内容は、歳出では国の平成25年度補正予算（第1号）に伴う経済対策事業に11億325万円を計上し、あわせて市単独での経済対策事業として9,449万4,000円を上積み計上するものであります。歳入では、その財源として地方交付税、国庫支出金などを予算計上するものであります。

議案第27号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ863万5,000円を増額し、予算総額を73億4,604万4,000円とするものであります。主な内容として、歳入では国庫支出金及び繰入金などを追加をし、歳出では決算見込みにより保健事業費を減額をし、前年度療養給付費負担金などの実績確定による国庫返還金を追加するものであります。

議案第28号 平成25年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ726万1,000円を減額をし、予算総額を7億2,707万3,000円とするものであります。主な補正内容は、保険基盤安定負担金の確定による繰入金の減額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額などでありま。

議案第29号 平成25年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,627万8,000円を追加をし、予算総額を82億5,710万8,000円とするものであります。主な補正内容は、保険給付費の増加見込みに基づき、歳入では国庫支出金、支払基金交付金、基金・一般会計繰入金を追加をし、歳出では保険給付費を追加するものであります。

議案第30号 平成25年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ150万円を増額し、予算総額を10億3,643万3,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では水道管布設替等補償料の増額、歳出では建設改良費の増額であります。

議案第31号 平成25年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,773万円を増額をし、予算総額を31億5,669万8,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では一般会計繰入金の増額、歳出では流域下水道の維持管理負担金、下水道建設費の増額であります。

議案第32号 平成25年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ2,809万8,000円を減額し、予算総額を3億2,825万8,000円とするものであります。補正内容は、自主放送設備整備工事の請負金額の確定に伴い、工事請負費を減額するものであります。

議案第33号 平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ40万円を減額し、予算総額を5億7,998万4,000円とするものであります。補正内容は、歳出では一般管理費の減額と介護サービス費の増額による減額補正を、歳入ではサービス収入の減額と一般会計繰入金の増額補正を行うものであります。

議案第34号 平成25年度佐渡市五十里財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ155万8,000円を追加し、予算総額を198万7,000円とするものであります。補正内容は、土地売却等による財産収入の増額であります。

議案第35号 平成25年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収支において収入を6,952万3,000円の減、支出を5,079万9,000円の減額とするものであります。主な内容としましては、患者数見込み等の修正に伴う収支の調整と一般会計繰入金増額の補正であります。

議案第36号 平成26年度佐渡市一般会計予算について。平成26年度予算は、昨年12月に見直しを行った佐渡市将来ビジョンの実現に向け、新たなスタートを切るための予算であり、本市の重要課題である4つの分野を重点に、限られた財源の中で市民が必要としている施策を選択しながら、日本一お客様に愛され、選んでもらえる島を目指して予算編成を行ったところであります。本市の平成26年度一般会計予算案は、合併特例債事業の減額要因もあり、予算規模で458億円となり、平成25年度の当初予算に比べ65億円、率で12.4%の減となりました。歳入では、基幹財源である市税収入の確保を考慮しながら積算計上し、地方交付税については合併特例期間の終了による減少を見込み予算計上し、財政調整基金などの基金繰入金については計画的に取り崩しを行うよう予算計上したものであります。また、歳出では人件費の抑制を図り、重要課題である4つの分野に重点的に取り組む予算編成を行ったところであります。

議案第37号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額を70億100万円とするものであります。内容としましては、近年増加する一方の医療費に対応し、適切な医療の提供を行うための保険給付費を計上し、また被保険者の健康の保持促進を図り、健やかな生活が営めるよう保健事業費を見込むとともに、後期高齢者医療に関連する諸費用及び介護保険にかかわる納付金などの所要の予算を計上するものであります。

議案第38号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額を7億2,730万円とするものであります。内容としましては、後期高齢者医療制度の円滑な運営と被保険者への適切な医療の提供などを行うため、保険料及び運営主体である新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金など、所要の予算を計上するものであります。

議案第39号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億2,580万円とするものであります。内容としましては、第5期介護保険事業計画の3年次の予算として介護施設の整備状況、これまでの給付動向などを加味し、介護給付費、地域支援事業費などの所要の予算を計上するものであり、27年度から3カ年の第6期介護保険事業計画策定に向けた経費などを計上するものであります。

議案第40号 平成26年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,830万円とするものであります。歳入の主なものは、使用料及び手数料3億2,041万7,000円、国庫支出金1億6,944万6,000円、一般会計繰入金3億9,457万4,000円、市債1億6,340万円などで、歳出の主なものは効率的な維持管理を図る観点から建設改良費4億3,454万5,000円、施設の維持管理費1億9,398万6,000円、公債費3億2,303万3,000円などを計上するものであります。

議案第41号 平成26年度佐渡市下水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億2,140万円とするものであります。歳入の主なものは、分担金及び負担金1億1,739万8,000円、使用料及び手数料6億2,486万2,000円、国庫支出金4億円、一般会計繰入金16億2,211万3,000円、市債3億7,250万円などで、歳出の主なものは下水道施設管理費7億3,615万円、下水道建設費9億1,130万9,000円、公債費15億2,582万4,000円などを計上したものであります。

議案第42号 平成26年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本予算案は、施設入所者介護及び短期入所にかかわる所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額を4億7,550万円とするものであります。歳入の主なものは、介護給付費収入3億7,496万3,000円、自己負担金収入7,200万8,000円、基金繰入金600万円、一般会計繰入金1,977万3,000円などで、歳出の主なものは一般管理費4億649万6,000円、介護サービス費6,800万4,000円などを計上するものであります。

議案第43号 平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本予算案は、施設入所者介護及び短期入所者などにかかわる所要額を計上したもので、歳入歳出予算額を5億8,360万円とするものであります。主な内容としましては、施設費など4億9,273万円、公債費9,047万円で、これに伴う財源として介護給付費収入3億5,275万4,000円、自己負担金収入1億228万1,000円、繰入金1億2,315万6,000円を計上するものであります。

議案第44号 平成26年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21万円とするものであります。歳出の主なものは、管理会費及び総務管理費などの経常的な経費であり、その財源は財産収入であります。

議案第45号 平成26年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,519万7,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費などの経費であり、その財源は受託事業収入、基金繰入金及び財産収入などであります。

議案第46号 平成26年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ575万7,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費などの経費であり、その財源は受託事業収入及び財産収入などであります。

議案第47号 平成26年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ518万6,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費などの経費であり、その財源は受託事業収入及び財産収入などであります。

議案第48号 平成26年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、収益的収支の収入総額を24億1,511万9,000円、支出総額を24億8,092万4,000円に、資本的収支の収入総額を3,673万円、支出総額を8,249万1,000円とするものであります。主な内容としましては、地域医療確保のため、経営の効率化に努めて経営安定化を図るものであります。

議案第49号 平成26年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収支について収入を18億3,250万円、支出を16億9,500万円とし、資本的収支について収入を7億5,160万円、支出を14億2,190万円とするものであります。主な内容としましては、国庫補助事業による老朽管更新事業、緊急時用の連絡管事業、簡易水道基幹改良事業費及び配水管等布設替えの事業を実施をし、また佐和田浄水場改築に向け基本設計を実施してまいります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第1号 専決処分承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合規約の変更について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第1号についての質疑を終結します。

議案第2号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例及び佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） この条例は、特別職の給与を減額するというものです。特にその中の市長及び副市長に関して質問をしたいと思うのです。第1点は、恐らく報酬等審議会というものを毎年開いておられると思うのです。答えが出るかどうかは別にして必ず開いておられると思うのです。それで、今度開いたときには、この条例改正による減額補正というものをどのような扱いでそこへ提示するのかということが1点です。

もう一点は、これは時限立法みたいなものですよね。2年間に限り現在の金額にかかわらず、これだけの金額を減らしますよと、こういうことです。これが2点目です。

それで、3点目としては、私が今ちょっと電卓をはじいて計算してみると、市長の減額額が14万9,700円なのです。これを2年間で見てみますと、359万2,800円の減額になる。副市長のものは、やはり2年間で計算すると142万800円というのが減額です。そこで聞きたい。皆さんの報酬というのは、年2回の賞与を含めて支給されておられるわけですが、これがそこに及ぶのか及ばぬのか、その辺3点についてお尋ねをいたします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

3点ですが、報酬等審議会の答申のことをございますが、25年の11月19日に報酬等審議会を開催をいたしました。この時点におきましては、市長と副市長については審議経過を踏まえまして、いろいろな観点から審査をいたしました。据え置きということで改定なしということで、審議会のほうはそういうお答えをいただいております。

2点目のことをございますが、このことにつきましては先ほど言いましたが、給与を2年間で減額をするということではありますが、手当等に影響ということでは手当等には影響はいたしておりません。

済みません、2点目の時限立法のことをございますが、これにつきましてはこの条例におきましては2年間ということ限定をしておるものでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀君、質疑ありますか。

〔「もう一つ」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 25年11月に報酬等審議会を開いた結果、市長、副市長についてはいじることはないという決定が下っていると、こういうことですね。そこで、今度はこれを、それでいうと26年11月に報酬等審議会にかけるということになるのではないかと、こう思うのですが。つまり審議会としては、我々が権威ある決定を下したにもかかわらず、おまえ勝手にやるとは何事だというようなご意見が出るのではないかとこの危惧も考えられるのだよね。そうすると、皆さんが条例改正で減額した。次の報酬等審議会は、

本年、つまり26年11月にまた開かれるということになるわけだが、そのときの説明と、それから審議会にこのことについての開陳、説明が必要であろうと私思うのですが、その扱いはどうされますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

今議員のおっしゃるとおり今年度におきましては25年の11月ということでありました。来年度におきましても年1回開催ということですので、恐らく同じ時期に開催されるというふうに考えております。その段階では、自ら今回カットということで条例を出したということをご報告させていただきますし、そのあたりも含めまして当審議会においての方向性等を出していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） ここ非常に重要なことなのですが、これは2年たつともとへ復元するような条例なのです。これ時限立法で2年間だけカットしますよと、あとはまた戻るのでよという、こういう話になっておるわけです、条例を読むと。そこで、これを恒久化するためには、つまり今までは白紙諮問というやつをやっておるわけです。今度は、有額諮問というのをやらなければならないということになるのです。そうすると、我が議会についても何らかのことをやろうという考えがあるのかどうか。1つは、つまり有額諮問を26年11月にはするのかどうかということが1点。もう一つは、私も全国最低ののをもらっておるとしても特別職でございますので、これの扱いはどうするのだということも、これはしっかりと市民に明らかにしておく必要があるということで見解を聞きたい。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 審議会のご意見というのは尊重していかなければならない、これは当然のことです。しかしながら、その際に説明を申し上げるのは、それはそうだけれども、今回のような異常事態において私自らそういうことを提案をさせていただきたいということをお願いをしたいと思います。それは、お願いをしてみたいと思っておりますので、その点だけのご理解をいただきたい。私自身が、もちろん副市長も教育長もであります、3人で相談した結果、こういう事態でありますので、もちろん組合との交渉もありましたけれども、私自身としてはそういう決意を持ってやりたいということでやったわけでございますので、これについてはその説明は当然やってみりたいと思っております。なお、このことについて市長と副市長と教育長という形で今回提案をさせていただいたわけでございますので、そういう点でそういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第2号についての質疑を終結します。

議案第3号 佐渡市職員の給与の特例に関する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番(中川直美君) 今ほどの市長、副市長、教育長に合わせてなのか、先ほどの答弁ですと労働組合とも話がついたみたいな話だったのですが、施政方針で市長が市民に最後に呼びかけをされましたから、市長や副市長、教育長はいいのだろうと思うのですが、先ほどもありましたけれども、例えば市の職員でいうと全国800市の中で佐渡市の職員の給与体系というのは、かなり低いはずですが。お医者さんにはお医者さんの給料体系があるように、公務員にはやっぱり公務員にふさわしい給与体系があるべきだというふうには私は考えています。それともう一つは、3%削減で1億5,200万円、給与そのものが減る。つまり佐渡全体で見ると、1億5,200万円の購買力とか、そういったものが減るといことなわけなのだが、例えば先ほど施政方針の中でも消費税の問題、市長は語っていましたが、史上空前の8兆円の大増税でしょう。福祉給付金とか子育て給付金も一方でやるという中で、1億5,000万円の佐渡全体としての購買力とか景気に与える影響というのは、私は大きいのではないかと思います。その辺はどういうふう判断したのか、1点。

もう一点は、こちらにおられる方々は肩書があるから給料体系も高いのだろうと思うのだけれども、入ったばかりの職員とかというのはそれほど高くないし。例えば子育て世代云々という職員もいらっしゃるだろう。家庭の状況もあるわけなのだけれども、一律3%ということなのかどうなのか、お聞かせ願いたい。

もう一点目は、聞きにくいのですが、偉い方がその辺にいるので。例えば総合政策監とか県から来られた方もこういった対象になるのかどうか、お答え願いたい。

○議長(祝 優雄君) 計良総務課長の説明を求めます。

○総務課長(計良孝晴君) 説明いたします。

1点目の景気の判断でございますが、冒頭市長の施政方針にもありましたように、この後佐渡市が31年まで向かって景気を浮上させるという中において将来ビジョンを策定いたしました。その中での性質的な分類がありますが、人件費等、それから公債費、普通建設等々の加味した中で、これはどうしてもというふうにかットしなければならぬという結論にいたしましたものでありますし、今議員のおっしゃられるように景気に与える影響というのは多少なりあると思っておりますが、組合等のご理解も得ながらやってきたものでございます。

2点目でございますが、一律3%のカットということでありまして、一律3%カットということでございます。

それから、県の関係での出向職員ということでありまして、いろいろ派遣形態はございますが、こちらに派遣されて市の職員の位置づけをもらっている者についてはカットいたしますし、県とくに職を置きながらこちらへ来て仕事をするということで、県から給料をいただいている者についてはカットの対象になっておりません。

以上です。

○議長(祝 優雄君) 中川直美君。

○8番(中川直美君) 最後のほうですが、具体的に言うと、現在いる県、国から出向あるいは派遣されている職員は対象になるのかどうかお答え願いたい。

それともう一点は、新年度の当初予算でも出ていますが、例えば私立の保育園の職員の給与改善、これ

は前から言われているように安倍首相そのものが言っているように、賃金が上がらなければ景気よくなるよということと言われるわけだ。私立の保育士の職員は、今かさ上げをしておいて、公立のほうは3%引き下げるといふ形になるわけです。これというのは整合性とれていないと思いませんか。とりわけ例えばさっき今ほど言った保育園の問題でいえば現に予算化をされているものだし、例えば介護士や福祉職の関係でいうと、賃金が低水準で就労もままならないというのが社会問題になっている中で、例えば佐渡市の介護施設にいる職員が下がるわけです。これって全体の流れとしてアンバランスではないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 総務課長の説明を求めます。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

1点目の説明ですが、先ほどから引き続いて県の職員とか国から来た政策監ということでありましたが、県の割愛職員もカットになりますし、政策監もカット対象になります。

それから、介護職員等々についてのアンバランスということですが、この問題につきましては職員が一堂に会し佐渡市を盛り上げていくという観点から、職員である以上は一律ということで、アンバランスにならないようにやるというふうに考えたものであります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 確認だけですが、答弁の中に入るあったのですが、労使間、いわゆる労働組合も含めてきっちり合意をしてやっているという理解でよろしいですか。私は、さっき言ったような立場なのですが、そこだけ確認しておきたいと思う。

○議長（祝 優雄君） 計良総務課長の説明を求めます。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

労働組合、労使との間には、いろいろな交渉がございました。総務課長交渉4回、市長交渉1回ということで計5回の中でありました。項目にはいろいろありましたが、一律ということについては意見をいただいたところですが、こちらからの提案について承知していただいたというふうに理解しております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 簡単に聞きます。職員の給与が高いか安いかわという議論もさることながら、職員が所得税、それから共済費、これで平均で幾らぐらいカットされるのかということが1点。

それから、何で今、きょうは新聞紙上によると、安倍総理でも自分の秘書の給与を上げると。自分の秘書の給料を上げないで、ほかの企業の給与を上げ、上げみたいなことを言うたって、説得力は弱いだろうということで、まず自分の秘書の給与を上げますよと、こういうことを言っておるのです。私は、何でもかんでも給与を下げればよいというのではなくて、そこには社会的な情勢を含めて整合性というものがなければならぬです。だからこそ今度の予算の中にもあると思いますが、特別に消費税3%の影響を緩和するために低所得者には現金交付すると、こうなっておるわけでしょう。この時期になぜこれ選んだのかというのは非常に重要な意味を持っておるので、この点についてお伺いしたい。2つです。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

1点目の所得から控除される関係でございますが、平均で給与でいいますと、高いほうについては40万円ぐらいありますし、下のほう……

〔「幾ら」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（計良孝晴君） 40万円ぐらい給料をもらっている方もおりますし、下の方もおります。平均しますと30万円ぐらいといたしますと、約15%ぐらいのカット、人それぞれ違いますが、あるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 2番目のご質問にお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃることもよくわかります。安倍総理が自分の秘書官を上げるというのは、これは勝手なことであって、それはいいのですけれども、私は2点があると思っております。確かに給料を上げることによって消費が拡大をする、そのことによって企業がよくなる。これは、私は鶏か卵か、どちらの問題だと思っているのです。例えば大企業なんかの場合は、内部留保が非常に大きいのです。ですから、それを吐き出すよという意味でも私はそれは必要だと思っておりますが、佐渡の経済においてそこがなかなか難しいと思っております。これが第1点。

第2点目は、今将来ビジョンの中でもお示しを申し上げましたように、あれだけの予算を減らしていかなければならない、こういう事態の、しかも初年度であるわけでありますので、本来あれをそのとおりにお示しをしたとおりにやっていると、実は7%なのです、7%の減額になるはずなのです。でも、それではうまくない。これは、やっぱり職員と一緒にこの難局を乗り切っていかなければならない。しかしながら、上げるというわけにはいかないし、何とかその辺でご協力いただけないかということで、職員組合と一緒に話し合いをしてこの額に決めたということでございますので、そういう意味では何としても我々は頑張っていかなければならないという気持ちをここにあらわしたということでございますので、ご理解をいただきたい。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） まず、職員の税金と、それから共済費、私は課長連中ののも一応調べてみた。11万円です、11万円。延べで言えば30万円の15%と、こう総務課長答弁しましたね。私が課長職だけ、つまり50歳から59歳と言われる諸君のやつを調べると、11万円です、控除額が。そうすると、仮に39万円ぐらいもらっても28万ぐらいに減るのです。私どもはよく議員の報酬が高いか安いかと、こう言いますが、私どもは26万8,200円です。そうすると、我々のレベルのところへ課長職といえども近づいておるといこと、28万ですから、いいですか。これは、もう毎日出て28万6,000円。議員は、4回の議会とあれで26万8,200円。労働貢献度という指標ではかると、一体議員の報酬が高いのか、職員の給与が高いのかということ、非常に際どいところまで接近してくるといこと、こういう現象があるのです。そこで質問ですが、一体この辺のところをしっかりと検討してみたのかどうかということが1点。先ほど市長は、職員と力を合わせてやらなければいけないから、普通だと7%だけれども、3%だと、こう言うておるわけですか。しかし、あなたが提起したのは最初7%ではなかったですか。この2点について、では7%の根拠はいかにと。いいですか。

では、もう一つ言います、具体的に。7%カットだと、いいですか、40歳から45歳で1カ月2万2,000円カットです。家内げんか起こる、父ちゃん、何したのだ、先月よりも給与が月額2万2,000円減らされたと、こういう現実が出てくるわけです。そういうことを無神経にやるということについては、これはいかなものかと私は思うのですが、質疑ですから、具体的な数字で申し上げているのです。お答えください。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員と職員との比較とかそういうことはしておりません。これは、私しておりませんが。ただ、これはぜひご理解をいただきたいのは、ビジョンの中に基づいてあれをずっと実践をしていくということになると、毎年1年で7%強になりますよということは申し上げました。こういう実情にありますと。実情にあるけれども、そのままやるということではなくて、それはお互いの話し合いでいきましょうということでも来たわけです、結果的に。ですから、大勢の議員がおられるわけですから、何で7%でやらなかったという人もいるかもわかりません、はっきり言って。だけれども、それはそうではなくて、組合との話し合いの中でそうしたということですので、それはご理解をいただきたい。また、今ほど申し上げましたが、議員との給料がどうなるかなんてというようなことは、私はやっておりません。総務課長は、やったかどうかわかりません。私は、やっておりません。

○議長（祝 優雄君） 総務課長の説明を許します。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

議員との、今おっしゃられましたような検討についてはやっておりません。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 大体わかりました。質疑ですから、私は質疑の範疇を超えないようにして聞きます。

そこで、ちょっと私これは仄聞したのですけれども、看護職はカットから外したと、こういうふうに私聞いておるのですが、事実であるかどうかということがわかりませんので、事実関係だけお答えください。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

看護職、医療職給料表適用については、今回は対象にしておりません。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第3号についての質疑を終結します。

ここで昼食休憩といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第4号についての質疑を終結します。

議案第5号 佐渡市附属機関の設置に関する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） まとめてやります。5号、佐渡市附属機関の設置に関する条例。これは、重要な意味持っておると思うのです。第2条で次に掲げる条例は、廃止するという。何と全部で18をなくすわけです。これのなくす意味について聞きたいのですが、先ほど私は特別職報酬の問題で、これは26年はまた11月にやるのかと言ったらやるのだと言いながら、附則第2条第10号のところでは佐渡市特別職報酬等審議会条例は廃止すると、こうなっておるわけです。そこで、まず総論として、なぜこんなにたくさんの条例を廃止しなければならないのかということが1点。それならこの個々のものが今まで役割を果たしておったのかおらないのかということにも疑問が生ずるわけです。そういう点からそれぞれ第1号から18号まで、これは何で要らなくなったのだということの説明を最初に願います。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

附則のところの第2条で次の掲げる条例は、廃止するという18の号がございますが、これにつきましては個々に設置されておりました条例等につきまして一旦廃止をいたします。その後附属機関の設置する条例ということに一括して条例をつくるという関係上、技術的なことですが、一旦廃止して新たに改めてつくるものであります。それにつきましては、この条例の第2条関係、市長の附属機関というところにあります。それから、役割をとということですが、無論役割はありますので、改めてつくる条例の中に生きるということがございますので、よろしく願います。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今恐らく皆さんの持っておる資料でいくと17ページ言うておるのだと思います。ここに市長の附属機関と称して佐渡市個人情報保護制度審議会、それから佐渡市プロポーザル審査委員会、佐渡市特別職報酬等審議会と、こういうふうにしております。以下いっぱいあるわけで、ずらっとあるわけです。なぜこういう改正の仕方をしなければならなかったのか、その意味を教えてください。一旦廃止して同じものをつくるわけでしょう。それを市長が必要とするものということにくっついてあるわけのことであって、何のことはない、みんなほとんどの条例がここへ来て生き返ってくるという、摩訶不思議なことをやっておるのです。こうしなければならなかった理由、明快にお答えください。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） ご説明いたします。

今ほど議員の言われましたものについては、あるものが廃止して、なぜまたここということでございますが、今回つくる附属機関を一連にしたいということで大分ボリュームもかさみますので、一括して統括をしたいという考えからつくりました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そんな説明はしなくても、私はこれ読めばわかる。つまり例えば前のものでやると人数が50人いたと。それに要する費用がこのぐらい要るので、まとめてやるとこのぐらいになるとか理由を説明しなさいと言うておるのに何変な説明しておるのですか、あなた。子供の質問ではないのです、大人が質問しておるのです。ちゃんと教えてください。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） ご説明いたします。

先ほども申しましたが、この中で廃止したということにつきましては、それぞれの項にたくさんに分散しておったということでありまして、今回まず条例を見やすくするという観点、それからわかりやすくするという観点から1つにまとめたものでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今の質問を引き継げるかどうかわかりませんが、一本化するというのはわかったのですが、そこで二、三お尋ねをしたい。1つは、これ附属機関になるのだろうと思うのだけれども、あなた方鳴り物入りでやった官民協働委員会という私的な諮問機関で、あれも附属機関になるのだろうと思うのだけれども、あの扱いはどうなるのか。つまり一方では、こういうふうに整理をするみたいなことをしておるのだが、行財政改革官民協働委員会だとか進行管理を行う云々というのがあったのだが、それとの整合性はどうなるのか教えていただきたい。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

大橋総合政策課長。

○総合政策課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

官民協働委員会につきましては行財政改革、それから観光振興、地域振興、雇用対策、防災対策の5つありまして、そのうちの行財政改革につきましては、今回の改正によりまして行政改革推進委員会というふうな諮問機関というふうな改正したいと思っておりますし、そのほかの観光、地域振興、雇用、防災につきましては懇談会というような形で、附属機関ではなく懇談会という形で続けていきたいというふうな考えています。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうしますと、あなた方鳴り物入りでやった官民協働委員会、例えば行政改革推進委員会については、あなた方はこれまでの行革、過去にあった行革、市民から公募の形の行政改革推進委員会はだめだから、官民協働委員会でやるといったことはもうやめたという理解でいいのかな、例えば行革のことでいえば。それが1点。

それともう一つは、あなた方設置するときに要綱で、議会の議決の要らない要綱で官民協働委員会の設置要綱を決めたよね。あれそのものはもう変えてあるのかということが2点目。

3点目、あなた方は10月の25日と11月の5日に佐渡市附属機関等の設置に関する要綱ということで、会議の公開に関する要綱とか懇談会のあり方も含めて定めています。その中で懇談会はこうなっているかと

いうと、懇談会については審議する、諮問する、答申する、附属機関との誤解を招く事項を規定しないこととしたいな、こんなふうにもあなた方決めているよね。これとの関係はどうなっているのですか、そうすると全体で。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

清水行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） 行財政改革官民協働委員会のことについてご説明申し上げます。

行財政改革官民協働委員会につきましては、以前ありました行政改革推進委員会、これの任期の満了と引き続くような形で官民協働委員会を立ち上げて、そこで行革についての審議をしていくということでやってまいりましたけれども、今回全体の附属機関のあり方を見直した中で、改めて行革についてはあくまでも会の参加者個人の意見ではなくて、会の合議という形で答申並びに諮問を受けるほうがいいだろうということになりましたものですから、附属機関に改めて推進委員会という形でまた戻すということになりました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

大橋総合政策課長。

○総合政策課長（大橋幸喜君） 官民協働委員会の設置要綱につきましては、今見直しの作業をしているところです。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今の、ただ少なくともあなた方が今これなぜ一本化しようとするのかということと、私さっき言いましたが、あなた方が附属機関の会議の公開に関する要綱あるいは運営に関する要綱を見る限りにおいては、あの設置要綱の市政の重要課題を解決、実践するというのは、明らかに明確に矛盾するではないですか。ということは、設置要綱そのものはもうすぐこれと合わせて変えるか何らかしなれば、これ整合性がとれないです。要綱だから、議会の知らないうちに勝手につくって勝手に潰せばいいものでは私はないと思うのだが、その辺の考え方をお聞かせ願いたいのが1点です。

もう一点は、市長は合併10年、これから合併11年だということをよく言うのだけれども、そこで私言いたいのです。合併をして5年後に多くの市民からアンケートをとったら、旧町村時代よりも地域の声や市民の声が届かないというアンケート結果が高いというのはご承知だと思うのだけれど、この間附属機関やこういった諮問機関のあり方、国でも言われているし、過去の一般質問でも紹介しましたけれども、結果的に行政の隠れみのであったり、お墨つきを与えるということになっている。それなぜかということ、こういった附属機関の透明性をきっちり確保していないから。こういったことに出る市民の代表であっても、例えばどんな方がなっているか、ここではどういったことを議論されたかということをやっぱりきちんと市民に知らせていくということがあって、初めて市民の声が私届くようになるのだろうと思うのです。そういう意味でいうと、この後情報戦略官だかも来るから、その辺透明性高くするのだろうと思うのだけれども、少なくともあなた方が決めたこの要綱の中でいうと、会議録の問題にしても何にしても余り情報公開をやる姿勢になっていない。これから甲斐市長は、施政方針の最後の呼びかけで先頭に頑張るから一緒にやろうではないかということと言うのだったら、やっぱりこういったものもきっちり情報公開をしてい

く、委員の名前も明らかにして責任持って発言してもらう、そういったことを私必要だと思うのですが、その辺どう考えているかだけ、この2点お伺いしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） ご説明します。

今ほどの公開関係で要綱の改正等というお話がありましたが、この調査に当たりましては113の要綱、条例等について調査をいたしました。無論今回条例に上げたものにつきましては、ここに書いてありますとおりでございますが、要綱等についても公開関係も含めまして要綱等をこれから修正するという作業に今入っているところでありますし、もちろん公開的な規則、改正したということにおきましては、市民に知らしめる、周知するという意味を含めてつくったものであります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 附則の3条はいいのですが、4条以下の部分につきましては他の条例の内容を改正するようになっておるのですけれども、なぜここで一括してできるのかなど。これ条例1本ずつに改正が必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、なぜこういうことができるのか教えていただきたいのです。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

ここにあります条例の附則の中の第4条からのことだと思います。これにつきましては4条、それから6条から15条の関係につきましては、施設の管理運営という設置条例があります。その中に審議する委員の条がうたっております。今回その条を廃止をいたしまして、その条例は生かしております、そのものだけを外したもののだけを新しく附属機関の条例に一括して掲上するものでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 金光君。

○16番（金光英晴君） そうなのであれば、当然もと条例になるものをこれ全部変えていけばいいではないですか。ここで変えないで、各条例の中身変えないで、ここ一括でやっていくという部分では、ちょっと法体系としておかしいのではないか。その辺はどういう解釈でそれができるのか、それを教えていただきたいのです。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） ご説明します。

先ほども申しましたが、委員会等の規則関係をうたっているものを一旦廃止をして、その条例は残します。今回の附属機関の一括した条例の中に第2条としてその中に加えてございます。改めてその内容、細かい内容については、条例の中から規則のほうに委任しているという、規則の中で委員会というものをうたっているということでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 金光君。

○16番（金光英晴君） もと条例のところには附則で委任をしているということですか。でも、本条を削っているわけですから、私もちょっと時間なくて、もと条例のほうを見てきていないのですけれども、今回のここに4条以下、15条までのところで、これを変えなくて済むという説明にはならないかと思うのです。佐渡市の条例そのものは、独立しているわけですよ。それであれば、この改正に合わせて1本ずつ条例改正していかなければならないのではないかとというのが私の考え方なのです。今の総務課長の説明であれば、これ1本あれば何でもそれに関するものであれば、この1本で全部できてしまうような形になるのはおかしいのではないかと。もと条例も1本ずつ変えていかなければならないのではないかとというのが私の考え方なのだけれども、このところの説明がどうも理解できないのです。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

もう一度最初から説明させてもらいたいと思いますが、この中で4条、それから6条から15条につきましては、もう一度申しますが、設置及び管理する条例というものが設置されておるものであります。その中の1条として審議する機関、附属機関に係る機関の規定が記載されております。これについてを廃止するというものをここで条立てて書いたものでございます。それで、今度は抜き出したものにつきましては、附属機関の一括条例の中で別表の第2条関係ですが、そこであつた。そのものについての機関の人数とか定めるものについては規則のほうで制定するというところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 単純に私がおかしいと思うのは、これは市長及び教育委員会の附属機関となっております。ご案内と思いますが、実は責任の所在がはっきりしていない。自殺といじめが減らないために今度教育委員会の制度改革で、教育委員会そのものを市長の附属機関にしようとする自民党が今提案していますが、教育委員会の附属機関ではないでしょうと思うのです。青少年問題何とかからたくさんありますが、5人の教育委員の代表者は教育委員長ですから、教育委員長の附属機関にすべきではないですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） ご説明いたします。

今ほど近藤議員の言われた件ですが、別表の第2条関係を見てもらいたいと思います。その中に市長の附属機関、それから24ページに教育委員会の附属機関というふうに分けて明示してあります。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

申しわけありません。先ほど勘違いをしておりました。市長または教育委員会ということで教育長ということだと思いましたが、辞令等につきましても教育委員会を出しておりますので、これで間違いないです。
以上です。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 間違いかどうかというよりも、今のあなたの答弁が曖昧で、つまり責任の所在が全くはっきりしていないから、今国は附属機関、諮問機関を含めて教育委員会の附属機関ではだめであって、教育委員会を代表する人の附属機関にすべきだということで制度改正の提案をしているわけです。意味わかりますか。つまり市長の附属機関と、それから教育委員長の附属機関にすべきという提案なのですが、これについてどうせ変えるなら、先ほど言ったように教育委員会そのものが市長の附属機関にしないと責任の所在がはっきりしなくて、繰り返しますが、問題が起きたときの責任をとる人がいないというふうなことから今国会で審議をされているわけですが、教育委員会5人の附属機関ということはありません。何か問題が起きたときに5人の責任なんていうことはないのです、そこの代表者の附属機関にすべきではないですかという質問です。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

今ほどのいじめの関係の協議会の設置については、たしか法律によりますと、市長部局のほうに設ける附属機関、あと教育委員会部局に、いわゆる教育委員会に設ける附属機関があるかと思えます。今回の改正につきましては、通常の教育委員会に設置する附属機関ということで認識しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 近藤君、いいですか。

○20番（近藤和義君） いや、よくないけれども、やめます。

○議長（祝 優雄君） 村川君。

○14番（村川四郎君） この18本の条例を廃止して、市長の附属機関に入れるという説明があったのですけれども、この18本の条例の中には完全に廃止し、課長は全部が市長の附属機関の中で委員会で生きているような説明だったのですけれども、そうでなくて完全に廃止している条例もあるのではないですか。その辺のところをちょっと見ていってもわからないのですけれども。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） ご説明します。

先ほどは総論で言いました。この中で全く廃止するものというものについては3本ございます。11番の総合計画審議会条例、それから林業振興協議会条例、企業誘致委員会条例ということでございます。このいずれの3本にしましても、今現在委員会等の審議等は行われておらず、不要ということで担当課で判断したものであります。個々に申しますと総合計画の審議会につきましては、基本構想自体を将来ビジョンとしたことから同審議会についての設置が不要となったものであります。それから、林業振興協議会につきましては、ほかに林業活性化センターが行います林業意見の交換会等で十分審議できるということでご

ございますし、企業誘致委員会については佐渡市地域の産業活性化協議会において内容を協議するという
ことでありますので、内容を精査した中で3本を廃止する形になりました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 条例を廃止して市長の附属機関で生きているというか、移したというこの審議会、
委員会ですけれども、こうすることによって、より市長の裁量によってはクローズ的に好きなようにでき
るというか、言い方を変えればできるのではないですか、条例から外すことによって。公平性がなくなる
ということ、公開性が。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） ご説明します。

一旦廃止をして、3条例以外は新たに附属機関としての位置づけをした条例を一括してつくるとい
うことでありますので、今議員がおっしゃったことにはならないと考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 村川君。

○14番（村川四郎君） この18本を私が見た限りでは、14番の佐渡市マリンタウンプロジェクト委員会条例
とか、それから17の佐渡市地域医療計画策定委員会条例、この辺なんかも市長の附属機関の中には生きて
いないような気がするのですけれども、その辺も含めて委員会のほうでしっかりやってほしいと思います
けれども、これに対して何か答えありますか。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 先ほど金光議員の質問が乾いていないような気がするのですが、政策監、これ条例
を法律として読みかえた場合、附属機関の設置に関する条例が18本の条例より上位にある法律だとは読め
ないわけ。そうすると、廃止は廃止で厄介か知らぬけれども、意味はわかるのだ。これは、全然それぞ
れ別なものだから廃止しておいて、新たに佐渡市附属機関の設置に関する法律として読みかえると非常にわ
かりやすいのだけれども、考え方としてそうすべきではないの。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） ご説明いたします。

これを法律に例えた場合ですけれども、今回の条例は一部改正法ではなくて、新法の制定になります。
新法の制定の場合は、関連する改正法につきましては附則で一部改正の形をとっております。逆に一部改
正法の場合は、第1条〇〇法を改正する改正、第2条〇〇法の改正というふうに本則で改正するというふ
うに理解しております。その上で今回新法の制定ということでございますので、附則の中において他法令
の改正を行い、その中で整備規定を置くという形で正しいと理解しております。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 新法だということで、それはそれで理解するのですが、しかも附則についてもそれ
はまとめるということについては理解します。ただ、廃止する場合、新しい新法の中で廃止する法律とし

て考えられますか。廃止するのは別途でしょう。新法をつくる場合であっても、全てのことをまとめた新法をつくるということは理解できます。しかし、廃止する場合は新法の中で廃止する法律をつくる、全てまとめて廃止する法律をつくるというのは、いささか乱暴過ぎる手法ではないですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

藤井総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） 今手元にその用例法がなくて恐縮なのですが、国の法律においても新たな新法を制定し、旧法をその附則で廃止する法律というものは存在すると思います。

○議長（祝 優雄君） ほかには質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第5号についての質疑を終結します。

議案第6号 佐渡市金井地区防災無線施設条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第6号についての質疑を終結します。

議案第7号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第7号についての質疑を終結します。

議案第8号 佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 過疎地域の自立促進特別事業基金条例の一部を改正すると、こういうことなのです。

そこで、第1条中、集落の維持及び活性化を目的とする事業というものを今度は住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るための事業と、こううたったのだね。これは、言うてみれば題目であります。題目であるから、なぜこういう形にしたかということをも具体的に説明を願いたい。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） ご説明いたします。

現在の過疎地域自立促進特別事業基金条例がございますけれども、この目的におきましては3つの目的、医療の確保、それから生活交通の確保、それから集落の維持及び活性化という3つの目的に限定をしてこの基金条例を制定したものでございます。このもとになる過疎法のほうでソフト施策に対しても22年度から使うことが可能になったというものを受けての基金条例の設置であったわけですが、今後の佐渡市の施策を考えた場合にこの3つの目的のみならず、過疎計画に登載されている施策全般にわたってのソ

フト事業に幅広くこの過疎基金を充当できるようにしていきたいというのがその狙いでございます。具体的には過疎計画の中には産業の振興であったり、それから生活環境の整備であったり、それから高齢者等の保健福祉の関係であったり、教育の振興であったり、そういった多くの分野にわたってソフト施策がありますので、そういったところに範囲を広げたいというのが狙いでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今過疎法に基づく事業の具体的な問題についてこれが改正を必要としておると、一言で言うところこういう説明しておるのです。そこで、特に重視しなければならないのは、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るといふ、この一行が入ってきておるのです。これは、より具体的に言うと、それは医療だ、いや、介護だといふのでくるのではなくて、現在ののでもできるのですが、現在ののではこれができないのだと。したがって、これをするためにはこう変えなければならないのだという説明を願いたい。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 現行の基金条例では、先ほど言った3つのものしかできませんが、この文章を加えることによって、この文章は過疎法の本文の言葉でございますけれども、これを入れることによって過疎計画に定められている全般のものについて適用することができるというようになるということでございます。

〔「違うけど、後でもう……」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第8号についての質疑を終結します。

議案第9号 佐渡インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第9号についての質疑を終結します。

議案第10号 佐渡市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第10号についての質疑を終結します。

議案第11号 佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第11号についての質疑を終結します。

議案第12号 佐渡市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第12号についての質疑を終結します。

議案第13号 佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第13号についての質疑を終結します。

議案第14号 佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第14号の質疑を終結します。

議案第15号 佐渡市高齢者共同住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第15号についての質疑を終結します。

議案第16号 佐渡市宮畑野駐車場条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第16号についての質疑を終結します。

議案第17号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第17号についての質疑を終結します。

議案第18号 佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第18号についての質疑を終結します。

議案第19号 佐渡市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第19号についての質疑を終結します。

議案第20号 佐渡市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第20号についての質疑を終結します。

議案第21号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第21号についての質疑を終結します。

議案第22号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第22号についての質疑を終結します。

議案第23号 佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第23号についての質疑を終結します。

議案第24号 財産の無償譲渡について（旧川茂教職員住宅）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第24号についての質疑を終結します。

議案第25号 平成25年度佐渡市水道事業会計資本剰余金の処分についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第25号についての質疑を終結します。

議案第26号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出についてはさらに複数の款に分けて行います。

それでは、議案第26号の歳入に関する質疑を許します。

猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 歳入と明許繰越の部分と2つこの範囲にありますのでお尋ねしますが、約10億の金が地方交付税で入ってくるようになっておるわけですが、これは予定の範囲内なのですか、それとも国の補正予算の関係で入ってきたのですかということが1点。

それから、明許繰越の経済対策はよくわかるのですが、緊急情報伝達システム屋外整備事業4億8,000万も繰り越さなければならぬ、これはどういう理由なのか、この2つを聞かせてください。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 交付税の関係についてご説明いたします。

約10億近い補正を今回計上いたしましたけれども、25年度の普通交付税の決定額が220億856万6,000円

という数字で決まりましたので、今回3月補正でその残っているものについて全額を予算計上したもので、経済対策との関連はありません。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 緊急情報伝達システム屋外整備事業の繰越の関係でございます。緊急情報伝達システムの屋外整備、いわゆる屋外拡声機の設置工事の関係ですが、ほぼ3月末で終了ということなのですが、一部でスピーカーの設置等が遅れること、それからもう一点は相川地区で支所の新築工事の関係でその屋上に設置するスピーカーが支所の工事完了が秋ごろになるということでございますので、全額繰越してその整備を行うということでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 歳入でお尋ねをしたいのは、ページでいうと15ページですが、国庫補助金の関係で地域の元気臨時交付金増ということです。ちょっと不勉強で申しわけないのですが、当初20億ぐらいと言ったのだけれども、これ増ということになっているので、トータルでこれふえているという形になるのかな。歳出のほうでまた財政調整基金のところ約3億円積むわけだけれども、その関係がどうなっているのか、ちょっと詳しく教えていただきたいのが1点です。

それと、これは国の補正予算は消費税対策のためのものだ。公共事業も前倒しをして補正予算債を使えば、頭金なしでも事業がやれますよという仕組みもあるかというふうに思うのですが、補正予算債は使っていないように見受けられるわけなのだけれども、少しでも有利な起債をやれば、補正予算債でいうと50%返ってくるかどうか私はちょっと疑わしいのだが、そういったことで景気対策やれよというのが国の大枠の予算ですから、そういった部分はどのような仕掛けがなされているのか。後にいくと利子補給だ云々というのがあるのですが。そういう公共事業がいいかどうかは別にして、必要な公共事業はやらなければいかぬですから、そういった意味でいうと使えるものは大いに使うというふうな立場からちょっとお聞きをしたいのですが。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 最初に、元気交付金の関係でございますけれども、1次配分と2次配分とありましたけれども、最終的には27億4,800万というちょっと端数ありますけれども、そういう決定額になっております。そのうち9月補正で5億6,000万、財政調整基金のほうに積みました。それは、26年度の建設事業に充てるためのものですが、今回3月補正では2億9,800万積み増しをさせていただいて、財政調整基金にはトータル8億5,800万円の積み立てをしたいと考えておりますが、その金額については26年度の普通建設事業費のほうに充てていきたいということでございますし、その残りが直接25年度の建設事業のほうに充てたものということで18億9,000万円ぐらいということになっております。

それから、また今回の国の経済対策の関係でのご質問がございましたけれども、かつては補正予算債というような国費の裏財源のところには補正予算債、交付税算入100%というようなものがついて回ったものですが、今回の補正予算債については交付税のバックが50%というようなこともありまして、

50%のバックというのは我々財政サイドでも決して必ずしもそれは有利ではないというちょっとおかしな言い方かもしれませんが、今現在7割以上の算入のものを中心にやっております関係で、この3月補正の前倒しに来たものにつきましても従来の起債、合併特例債であるとか、そういったものがそこに入っている、そんな状況です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今のをまとめますと、そうすると補正予算債の関係でいうと、佐渡市の場合は合併特例債のほうが有利なものだから使わなかったということだろうと思うので、それでいいのかということが1点。

もう一点は、元氣交付金との関係ですが、先ほど27億、これ3月のときもやったのですが、本来自分らが佐渡市が金を持ってやろうと思っていたものが、いいか悪いかは別にしまして、アベノミクスとの関係で27億国から回ってきて、本来27億出すはずだったのが国の金で出せた。逆に言えば、27億分ほかに回すことも私は可能だと3月の議会のときにやり合った覚えがあるのですが、使い道については財務課長はうんとは言わないだろうが、本来自分の身銭を切ってやる予定だったものが国から来て27億分、来年度も含めて財源措置があったという理解でよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 前段についてはそのとおりでございます。

それから、後段の部分についてですけれども、ちょっとなかなか返事難しいですけれども、やはり佐渡市でもともとやらなければいけないものに充てたという部分はかなりになっております。そういう意味では、財源がその部分うまく元氣交付金を充てられたという部分は、議員がおっしゃる部分がございます。ただ、これのもとになっておるのが前の年度の3月補正のときにやはり組んだ予算、それを前倒し的にとにかくやっている部分がありますので、それをもとにしての元氣交付金の交付があったわけでございますので、そういう意味でいうと通常ベース以上のものについてのやはり普通建設の増というものも働いていたというふうには思っております。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第26号の歳入に関する質疑を終結します。

次に、議案第26号の歳出に関する質疑に入ります。

1款議会費及び2款総務費についての質疑を許します。

猪股君。

○17番（猪股文彦君） 1点だけお聞きしますが、25ページの企画費の中の、ここへ来て運行費補助金が4,600万も出るようになっておりますけれども、この理由はということなのですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

これは、島内の廃止路線代替バスの運行費の補助金の増でございます。新潟交通佐渡の本線を除く14路線の運行欠損額に対する25年度の実績ということで補正増をお願いするものでございます。当初1億8,900万ということで予算計上いたしましたが、今回2億3,503万1,000円ということで実績に基づく増額をお願いしたいということでございます。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 委員会で聞きますけれども、そうするとどんどん、どんどん天井まで膨らんでいくという可能性もあるわけですか、今の課長の考え方とすると。上限がないと、幾らでもふえていくと、こういう考え方なのですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

上限がないということではないのですけれども、今回の大幅な増の要因を申し上げます。まず、運賃収入の減額として約500万円。これは、廃止路線バスの利用者が約1万人強減少したことによるものでございます。それから、燃料費の高騰で、昨年と比べて特に昨年の6月以降、リッター当たりの単価が10円から12円以上上昇しているということがありまして、この部分の増で200万円ほど。それから、一番大きな要因としましては車両の修繕費の増、これが2,400万円ほどございます。これにつきましては、廃止代替路線の運行を今37台で運行しておりますけれども、ほとんど37台中33台が15年以上の車両を今、回しております。今回もこの年度中におきまして腐食あるいは経年劣化等による安全運行上避けられない緊急的な修繕を施したということによる増ということで、これが一番大きいものでございます。合併以降恐らく一番大きい金額になるかと思いますが、車両の修繕については計画的に年次の新しいものに更新をしていくように今指導しているところでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） 防災対策費でお尋ねをいたします。ハザードマップの作成事業から減額がばあっと続いているのですが、これは結果としてやれなかったということなのだろうけれども、どういうことなのか。例えばハザードマップもありますし、下にいくと継続費の緊急情報伝達システム屋内整備事業が7,000万円、これ結構大きいので、これはどういうことなのかお尋ねをしたいのが1点です。

もう一点は、その上の緊急情報伝達システムの管理運営事業のところ、臨時職員の賃金が116万2,000円、景気対策で賃金、雇用と言っている中で、これは見積もり過ぎてだめだったのかどうなのか。実際例えば臨時職員の賃金で100万というのかなりの月日になるかと思うので、その辺ちょっと詳しく教えてください。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 説明いたします。

まず、1点目の緊急情報伝達システムの管理運営事業の臨時職員の賃金減の部分です。当初2人雇用しておりました、これは庁内の事由からなのですが、そのうち1人を教育委員会のほうに移管という表現がおかしいのですけれども、勤務替を行ったということで1名減という形であらわしております。

それから、その上のハザードマップ作成事業につきましては、これは県の津波浸水想定修正が遅れたことで、今年度5,000万計上した部分は落としまして、新年度当初で地域防災マップ整備事業として新たに計上してあります。

それから、継続費の緊急情報伝達システム屋内整備事業につきましては、今年度屋内整備のほうを完了する予定でしたけれども、来年度も引き続き整備を行わなければならなくなりましたもので、継続費の組み替えのため7,097万1,000円を減額しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 村川君。

○14番（村川四郎君） プレミアム商品券のことでちょっとお聞きしたいのですが、4月から消費税が上がるということでタイムリーな事業かと思うのですが、これは何月実施を目標にやるのか、補正で組んでいるわけです。国は、新年度予算から7、8、9月に合わせて……

○議長（祝 優雄君） 村川君、ちょっと待って。款が違いますので。

○14番（村川四郎君） そうですか。

○議長（祝 優雄君） はい。今1款の議会費と2款の総務費についてです。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

1款議会費及び2款総務費についての質疑を終結します。

次に、3款民生費及び4款衛生費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

3款民生費及び4款衛生費についての質疑を終結します。

次に、5款労働費及び6款農林水産業費についての質疑を許します。

猪股君。

○17番（猪股文彦君） 1点だけお聞きしますが、37ページ、水産振興と聞くと、すぐ眉に唾をつけなければならぬような最近気がするので、ここへ来て産地水産業強化支援事業補助金2,400万、ここへ来てつけなければならない理由は何ですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

内海府地区において漁具倉庫、これを建設したいという要望をいただいております、国のほうに申し入れをしておったところ、2月ぐらいだと思っております、国のほうで認定がとれまして、補助事業として採択を受けたというところの中で3月補正として上げさせていただいて、これは繰越をして来年度完成ということで今進めているところでございます。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） そうすると、鷺崎漁港内に生産組合か何かが事業主体になる漁具倉庫をつくると、

こういう理解でいいですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

ご指摘のとおり鷺崎漁港で内海府漁協と市と一緒に協議会をつくって、漁具倉庫をつくって運営するという形になります。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 労働費でお尋ねをします。ここに書いてあるとおりに雇用促進の支援事業、年度末に来て結構余っているというのは、これは過剰だったということなのか、少なかったということなのか。午前中の甲斐市長の施政方針でも雇用のミスマッチがあるみたいなような発言もあったのですが、これ何か妙に余り過ぎているという感じがするのですが。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

産業振興課長。

○産業振興課長（羽生 靖君） 説明します。

雇用促進の支援事業の関係でございしますが、介護職員の人材育成事業委託料減、それから介護人材確保支援事業委託料減ということではありますが、これいずれも緊急雇用の創出事業であります。一番初めの介護職員人材育成事業につきましては、小木のつくしグループホーム、それからグループホームはたの、スマイル赤泊に委託をしておるものでございます。介護士の養成の実務者研修でございしますが、当初5人を予定しておりましたが、3人ということでその分が余ったものでございます。それから、次の介護人材確保支援事業委託料減でございしますが、これにつきましては起業から10年未満の法人を対象に委託をしているものでございますが、失業者を新規雇用して介護の基礎的な知識を身につけてもらうものでございます。介護士の養成でございしますが、これ当初7人を予定しておりましたが、2名ということでございました。その差額が余ったものでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうしますと、3名と2名、結果としていうと、こういった分野での雇用促進というのは難しいという理解でいいのかな。つまり深刻な不景気の中で雇用をつくっていくことが今必要な中で、やっぱり年度末に来てこの余りというのは、どうも甲斐市長が頑張って雇用をやって地域をよくしようという割には合わないような気がする。その辺はどういう認識ですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（羽生 靖君） 説明いたします。

募集をしましたが、集まらなかったということもありますし、施設が遠いところもあるということで、そちらの関係もあったように思います。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

5 款労働費及び6 款農林水産業費についての質疑を終結します。

次に、7 款商工費及び8 款土木費についての質疑を許します。

村川君。

○14番（村川四郎君） プレミアム商品券についてお聞きしたいのですけれども、4月から消費税の導入で消費が冷えると思いますので、それにあわせてやるということは非常に商店街の人たちは期待していると思いますけれども、この規模と実施の時期と、それから今までのやり方と違う点がありましたらちょっと教えてください。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

産業振興課長。

○産業振興課長（羽生 靖君） 説明いたします。

規模でございますが、3億円の発行を予定しております。それから、プレミアムでございますので、15%、4,500万のプレミアムをつける予定でございます。それから、発行の時期でございますが、駆け込み需要の反動ということもございしますが、今の予定ですと7月から9月ぐらいというふうに思っておりますが、適正な発行時期を見てみたいというふうに思っております。それから、今までとどういふふう違うかということもございしますが、今回は商工会もタイアップして独自の事業を予定しております。その関係でなるべく地元の商店にお金が落ちるように、そういったことを商工会のほうと詰めをしているところでございます。

○議長（祝 優雄君） 村川君。

○14番（村川四郎君） 7月から9月ということで、ちょうど消費税の反動のころだと思うのですけれども。政府のほうは追加予算でさらにということで、市のほうも場合によっては2回ほど考えているということも聞くのですけれども、そういう予定がありましたらちょっと教えてほしいのですけれども。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

産業振興課長。

○産業振興課長（羽生 靖君） 今現在のところは1回という予定でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 恐縮です。同じところで制度融資の利子補給金、これは具体的に行き先はあるのですか。つまり何言いたいかという、先ほどと同じように制度融資とかいろんなものを使ってやるときに借りているのあるのだけれども、今自営業者そのものが体力ない中で制度融資で借りてやるのもなかなか困難な状況もあるわけなのだけれども、市の独自の経済対策としては、したの悪くないと思っておりますが、これが消化できる予定はあるという理解でいいですね。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（羽生 靖君） ご説明いたします。

制度融資の利子補給でございますので、2つあるのですけれども、地方産業育成資金、それから産業振興資金の融資でございますが、これについて26年度に融資を受けた者に限り利子を全額一括補給をするという内容でございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

7 款商工費及び8 款土木費についての質疑を終結します。

次に、9 款消防費及び10 款教育費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

9 款消防費及び10 款教育費についての質疑を終結いたします。

次に、11 款災害復旧費及び12 款公債費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

11 款災害復旧費及び12 款公債費についての質疑を終結します。

以上で議案第26号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての質疑を終結します。

ここで10分間休憩をします。

午後 2時44分 休憩

午後 2時54分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第27号についての質疑を終結します。

議案第28号 平成25年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第28号についての質疑を終結します。

議案第29号 平成25年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第29号についての質疑を終結します。

議案第30号 平成25年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第30号についての質疑を終結します。

議案第31号 平成25年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第31号についての質疑を終結します。

議案第32号 平成25年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第32号についての質疑を終結します。

議案第33号 平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第33号についての質疑を終結します。

議案第34号 平成25年度佐渡市五十里財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第34号についての質疑を終結します。

議案第35号 平成25年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第35号についての質疑を終結します。

議案第36号 平成26年度佐渡市一般会計予算についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出についてはおおむね款ごとに分けて行います。

それでは、議案第36号の歳入に関する質疑を許します。

中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 済みません、1点だけお聞かせください。33ページの財産売払収入の中の土地建物
売払収入で1,961万7,000円が収入されることになっておりますけれども、内容について教えてください。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

土地建物売払収入のうち、私たちが管理している市有地、普通財産ですけれども、その分の売却として
1,000万でございます。そのほかは、それぞれの課の財産です。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 済みません、1,000万のその内容、どこの場所の何かということをお教えてください。

○議長（祝 優雄君） 庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） お答えします。

私たちが管理しているのは、例えば小木のゆうゆうタウンとかそういうところの土地の売却を予定して
いる部分です。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 市税が人口も減っていくのに3,300万ふえるというふうなことになっていますが、その理由はどこにあるのか。それと、繰入金金が28億多くなると。この理由はどういうことなのか、2つ教えてください。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

原田税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明いたします。

市税の増収につきましては、個人住民税の増収と固定資産税の増収を見込んでおります。人数は少なくなりますけれども、個人住民税につきましては昨年の6月の議会におきまして均等割の金額を500円アップするというので、災害対策ということで20年間認めていただいたものがありますので、その上積みを考えております。

それと、もう一点でございますが、当初予算ベースの比較でございますので、昨年の当初予算ベースが若干見積もりが少なかったために、ことしの実績を踏まえて26年度の当初予算を見込んでおります。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 繰入金金の増についての説明でございますけれども、その主なものについては財政調整基金の繰入金でございます。前年取り崩しなしのところから29億の取り崩しということが主な原因でございますが、その内容については先ほどの補正予算の質疑でもありましたが、元気臨時交付金を26年度のために財政調整基金のほうに積んだというのが8億5,800万がまずございます。それから、その分をまず財政調整基金から取り崩したというのがございますし、あとは歳入の交付税の段階的な縮小、これは交付税のほうで6億落としておりますけれども、その分の財源の関係ですとかあるいは国営かんばいの第2期分の負担金の分、歳出で出てきますが、17億というものがございますので、そうしたものに対応するためにこの財政調整基金を21億取り崩したものがございます。以上が主な要因となっております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 一括して歳入だから9ページの事項別明細書で聞いたらいいと思うのです。9ページの事項別明細書で聞くよ。市税は、今説明あった。ここで地方譲与税の4,500万の減額は、主たるものは何だということが1点。

次に、3%駆け込み需要がふえておるといわれながら、8款の自動車取得税交付金、これが8,000万の減額。何でこういう現象が、社会情勢の変化と逆現象が出てきておるが、これはどういうことかということ。

それから、15款の国庫支出金7億1,611万1,000円の減額。これは、今ほど19款の繰入金については説明があったから、これとは直接響かない部分が繰入金にはあったなということはわかるが、国庫支出金、国からの補助金の事業が大幅に減っておるにもかかわらず、仮に繰入金の先ほどの説明を聞いたにしても、国庫補助金事業との絡みで繰入金はまだ多いような感じがするが、国庫支出金の減額の主たる理由は何か。

4つ聞いたのだよ。地方譲与税の減額は、主たるものは何だ。自動車取得交付税の減ったのは何だ。それから、国庫支出金が7億1,600万減っておると。これは、主たるものは何が減ってきたのだ、ということ。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 順にご説明申し上げます。

まず、地方譲与税のほうで4,500万の減ということでございますけれども、この大きなものにつきましては自動車重量譲与税の関係で4,000万の減ということで、これにつきましては過去の決算見込み、それから地方財政計画での1.5%の減という傾向を受けての見込みを立てたことによりまして、この4,000万を減額見込みをしたということでございます。

それから、自動車取得税交付金の減額でございますけれども、これは地方財政計画でも約半分になっております。と申しますのは、これは消費税のアップに伴って自動車取得税の税率の引き下げがあった、5%から2%への引き下げがあったというその影響を考慮したものでございます。

それから、国庫支出金の減額の大きな要因につきましては、これは昨年、25年度まで学校関係の建設が集中したわけでございますけれども、その関係のものが26年度において少なくなったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 一番焦点になっている地方交付税についてお尋ねをしたいと思っております。この予算書では、214億円が208億円で6億円減るという予算になっているわけなのですが、ご案内のとおり地方交付税の算定見直しが3点ばかりについて行われます。1つは、旧市町村役場を支所とみなした場合の反映加算と。2つ目は、人口密度による財政需要の割り増しをつくると。3つ目は、標準団体面積、これを消防や保健福祉施設の出先などの経費も算定するというふうに今言われているわけなのですが、そういったものも国がまだ明確にはしていないのだろうけれども、そういったものも想定をしたものなのか。例えばしっていないとすれば、あなた方これから5年間かけて70億円減ると言っているのだけれども、こういった見直しがされると、一定程度減り率、私変わるのではないかと一般的に思うのだが、その辺はどうなのか。

2点目は、地域の元気創造事業費、これ地方団体からは交付税制度をゆがめるものだという声がかかなり上がっているのだけれども、一般行政経費に移されて当分の間措置されるということになっている。これもマイナス要因ではなくて、私はプラス要因になってくる可能性があるのではないかと。元気創造事業費というのは、製造品の出荷がどうだったとかリストラ度がどうだったとかというのを反映するというもので、交付税制度とはなじまないものなのだけれども、その辺はあなた方加味をされているのかあるいは見直しはどうなのか、お尋ねしたい。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 交付税の見方でございますけれども、当初予算編成の段階では2月もう冒頭でございまして、その時期にもう予算編成をほぼ終了している、そういう作業であります。その段階で今の交付税の見直しの議論というのは、およそのところは見え始めていたけれども、それについてそのとおりに実際になるのかどうかというのは、まだこれからのごとでございますので、そういった要素については考慮しないで厳しい財源の見方で当初は組んでございます。したがって、今議員が言われた3

点のうちのまず支所関係経費については、これは総務省のほうはやるということで話が出ておりますので、それについては26年度からその見直しが交付税に反映されるということでありましてけれども、それも3年間かけて3,400億円と、全国枠ですけれども、ということですので、初年度においては1,100億円と聞いております。その佐渡市に与える影響額というのはそんなに大きなもの、これは係数等がちょっとわからないので、厳密には試算できませんが、そんなに大きなものにはならないというふうに見ております。

あと、2点目、3点目の見直しについては、それは27年度からの見直しに反映されるものですので、26年度においては今のところ影響がないというふうに見ております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 新聞でも合併10年のところが、平成の大合併の10年が全国にもあって県内にもあって、それで交付税の一本算定の問題も含めていろんな特集が組まれている。我々佐渡市の市民で大きくアナウンスをされたのは、これから70億円交付税が減りますよということなのだけれども、平成の大合併をした全国の市町村の反乱も含めて、確かにさっき言った人口密度の財政需要割り増しは15年からあるいは標準団体の見直しの面積でいえば、160平方メートルでしょう。佐渡は850平方だから格段にでかいわけだから、これを単純に計算式に当てはめてもらおうと、それなりの私は将来の見直しになると思う。例えば今年度反映されると言っていた、確かに3年間かけて3,400億円を3カ年でやるのだけれども、例えば旧市町村役場を支所とみなしてということだけれども、明らかになっているのは所管の区域人口8,000人で所要経費2.4億円というふうに言われています。確かに交付税そのものというのは、国は勝手に係数掛けて額に抑え込むのだけれども、8,000人で2.4億円という見方そのものというのは、地方の声をきちっと上げていってやっぱりいくことがこういった大きな合併自治体にとっては今後の問題なのだけれども、私単純に70億円下がるというものではなくて、平成の大合併の全国の自治体の反乱も含めてあるから、私はそういう意味ではきちんと見ていく必要があるということで聞いたのですが、少なくとも今言った交付税の見直しの3点、今年度は1点だけなのだけれども。

それともう一つは、元気創造事業費の関係。これは、田舎は余りよろしくないと一般的に言われているのだけれども、民主党政権のときのように田舎ほど手厚いというのではなくて、都市型の加算みたいな感じなのだけれども、それは私少なくとも前段の3点は佐渡市にとって現行の政権のもとではわずかなのだけれども、見直しをいい方向に転がせば、私は決してマイナスではない。そういう意味でいうと、やっぱり全国の自治体から声を上げていく必要もあるのだと思うのだが、そういうふうにするので、いかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 先ほどまず、説明漏れをしてしまいましたけれども、地域の元気創造事業費ということで、これにつきましては3,500億という枠が用意されております。ただ、これについても25年度において地域の元気づくり事業費という名称で3,000億のものがありましたので、それと比べると多少増にはなっておりますけれども、余り過大の見込みをすべきではないかなというふうには考えております。

それから、支所の関係は確かに標準団体で1つの支所区域8,000人の人口に対して2.4億円ということで

今報道されておりますけれども、それも3年間かけての2.4億円ですので、情報によれば段階的に初年度は0.8億円、2年度は1.6億円というふうにして段階的にとにかく上げていくという仕組みでありますけれども、最終的には今の支所経費、それから2点目の人口密度あるいは標準面積、そうした交付税の見直しというのは、佐渡市におきまして今平成31年に向けて70億円の減少ということで見込んでおりますけれども、この後26年度の算定あたりを見ていく中で、そのあたりがもっと明らかになってくるかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤君。

○20番（近藤和義君） 財政調整基金なのですが、87億5,000万ぐらい今あって、先ほどの説明で29億取り崩すと59億になるわけですが、恐らく将来ビジョンでは26年度、67億というふうな数字だったと思うのですが、もう単年度で将来ビジョンの5年計画をもうこれほど食い込んでしまうが、どうしたものかという質問をこの前議員全員協議会の席でしました。財務課長は、年度末に7億ぐらいまたふやして積めるから、ビジョンの数字に近づけるといふ答弁だったと思うのですが、その理屈を教えてください。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今議員言われるとおりの財政調整基金につきましては約60億と、26年度末、今現在の当初予算の段階では約60億ぐらいということになっております。ビジョンの平成26年度末では、67億円ということになっております。最終的には、平成31年の財政調整基金においても標準財政規模を220億としてその20%ぐらい、45億円ぐらいの財政調整基金というのは持っている必要があるというふうを考えているわけです。26年度末の、あと今現在当初の今の時点では割り込んでいるわけでございますけれども、最終的には26年度末においては財政計画を満たす、そういうふうには持っていきたいと見込んでおりますけれども、その考え方としましては、まず1点は繰越金の関係がございます。当初予算では、今繰越金を3億で見えております。通常ベースであれば約10億の繰越金です。特に25年度におきましては、大型事業等が次々と終わっている関係もあって、通常以上に繰越金が出る可能性もございますけれども、通常ベースで10億出るとすると、その差額7億の半分が地方財政法による積み立てということで3億5,000万が積み立てとして見込めるかなというふうと考えておるのが1つ。それから、25年度、この3月補正でまだ決まっていなものがございますけれども、それは特別交付税の関係と譲与税の関係がまだ未決定でございますけれども、特に特別交付税の関係においては18億計上のところで、昨年度までの実績からいうと、22億ぐらいまで今来ております。少なくともそのあたりで二、三億はまず見込めるのかなというふうに思っておりますが、これについては決定後におきまして3月末専決を例年お願いをしておるのですが、そのあたりもお認めいただきたいと思いますが、そここのところで25年度の今後の特別交付税確定に伴う二、三億程度のもが出てくるかなというふうを考えておりますので、それが2点目。あともう一点は、交付税のほうを今ほども議論がちょっとありましたけれども、当初におきましては落とすべきものは落として見えておりますので、そのあたりについては今後の保留財源ということで持っている部分の中から、恐らくよほど年度中途での財政需要が出なければ積み増しということは可能になってくるはずだと思いますので、それらを合わせると67億の財政調整基金残高ですが、それについてはクリアできるだろうというのが今見

込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第36号の歳入に関する質疑を終結します。

次に、議案第36号の歳出に関する質疑に入ります。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 総務費、63ページ、下のほうの男女共同参画推進事業のこの下には、昨年度の予算書には地域審議会事業418万円、これ予算化されていまして。平成26年度の予算書には消えているのですけれども、予算化されていない、消えた理由を具体的に説明していただきたい。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

藤原地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

地域審議会事業でございますが、合併協議に基づきまして平成26年3月31日までという時限をもって定められたものでございます。したがって、26年度4月以降は残りませんので、今回の予算には計上しておりません。

○議長（祝 優雄君） 中村君。

○13番（中村良夫君） こういう審議会は必要だというふうに私は考えるのですが、先ほどの市長の施政方針でも言っているように、市民と一緒に前へ踏み出そうよと、こう言っているわけです。市民からの意見は、合併11年目には聞かないよということなのかあるいは市民の声を聞く地域審議会のような法律にのっとった新しく組織をつくる予算化を検討しているのかどうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

79ページに元気な地域づくり支援事業というところで3,100万円ほど予算が計上してございます。こちらは支所長、行政サービスセンター長の裁量予算でございますが、この補助金の範囲内で26年度におきまして地域の特性に合った地域のことを考えるグループを支援していこうという考え方を今持っております。具体的なものは、今支所長、行政サービスセンター長と詰めておりますけれども、この事業の中で対応したいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 近藤君。

○20番（近藤和義君） 予算書71ページ、津波避難タワー、何回も私一般質問で千年津波、北方沖地震における津波を指摘してきましたので、この事業は大賛成なのですが、まず事業内容と財源の内訳。それと、ちょっと今気がついたので、予算の概要の24ページと金額の違いがかなり大きいものが書かれていますが、その説明をいただきたい。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 説明いたします。

まず、予算の概要との差異なのですが、予算の概要につきましては総事業費4億6,656万円という形になっています。この内訳につきましては、今ほど議員ご指摘の津波避難タワー整備工事4億3,200万。それから、その上に地質調査委託料。これは、津波避難タワーの設置箇所の地質調査を行う部分で1,296万円。それから、設計監理業務委託料2,160万、これを合わせて4億6,656万ということになります。津波避難タワーの概要ですけれども、津波からの避難というものは皆様ご承知のとおり高台への避難、しかも徒歩での避難というのが原則になっております。市内の津波浸水想定、昨年12月に県の津波浸水想定が発表されまして、各地区の状況を調べますと両津、夷、湊地区、この地区につきましてはほぼ全域浸水する。しかも、佐渡北方沖を震源とする地震で最大波高3.6メートルの両津港での波高があると。それに基づきましてほぼ全域を浸水すると。両津、夷、湊の地形上、皆さんご承知のとおり両津湾と加茂湖に挟まれまして、一般に言われる砂州のような状況になっておりまして、高台、いわゆる湊地区ですと椎崎温泉、それから夷地区ですと加茂歌代から春日、梅津方面の高台、いずれにしましても30分から40分かかると。それから、今回の東日本大震災におきましては車での避難、これが徒歩避難というのが原則になっておりますが、車での避難、これが非常にいい結果を生み出したということですが、両津、夷、湊地区の道路状況を見ますと、非常に一方方向の避難しかできないという状況になっております。この地区につきましては、したがって他地区に比べまして津波からの避難が非常にできにくい状況にあるということで、原則は高台への避難、それからそれ以外では津波避難ビルの指定というものもありますけれども、津波避難ビルの指定、最低条件である耐震構造があるビルがほとんどない、それから高さもないという状況ですので、逃げ場所がないということで、緊急避難場所として津波避難タワーを整備することになるのですが、その字のとおり緊急避難的に津波避難タワーを夷、湊両地区に建設するというものでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありますか。

〔「財源内訳」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） ご説明いたします。

今避難タワーの関係の財源についてですけれども、その半分については離島活性化交付金を充て、残りの半分につきましては市債のところの最初に出ておりますけれども、緊急防災・減災事業、交付税算入70%、充当率100%という有利なものをそこに充てていきたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 近藤君。

○20番（近藤和義君） 内容なのですが、もうちょっと詳しくどういう形のものをどこに建てる予定かを教えていただきたいのと、財源内訳なのですが、今の説明で緊急防災・減災債が交付税算入が7割以上で100%充当だということです。そうすると、さっき答弁いただいた調査費とか含んだ4億6,000万に対して半分活性化交付金が入って、その残りの半分以上を緊急防災・減災債でやるのか、それとも調査費は除いた4

億3,000万に対してそれだけの措置ができるのか、それを教えてもらえますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 調査費含めてその交付金、それから緊急防災・減災債を充てる予定であります。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） タワーの概要と設置箇所についてご説明申し上げます。

タワーの概要につきましては、先ほど申し上げたとおり両津港で津波の波高が3.5メートルから6メートルということですので、その倍の高さ、避難の指定時の高さは地上高7メートルになります。それから、設置箇所につきましては、現在候補地としては2カ所上がっておりますけれども、関係機関あるいは地元住民などの説明が終わっておりませんので、一応2カ所ということで、箇所につきましては公有地でございます。その公有地につきましては、それぞれに目的を持って使用しているところでございますので、その使用目的を妨げることがないように柱を立てて屋根をつけるというような形の形状にして、その屋根の上いわゆるステージの上に逃げるという形状にする予定でございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 近藤君。

○20番（近藤和義君） そうしますと、調査費も入れて4億6,600万のうちの8割5分をとにかく国県で持ってもらえると。自腹を切るのは一般財源は1割5分だけ。4億6,000万ですと、6,900万だけ自腹を切れば、それも年賦になっていますが、8割5分の補助率なんていうのはほかの資金ではないわけで、伺いたいのは、これは本間主幹に前一般質問で伺ったときに、例えば赤泊も佐渡汽船ターミナルしなくて、1割ぐらいしか逃げ込めない。小木もほとんど逃げる場所がなくて、9割何分の人が逃げ場を失う状況だという説明がありましたが、これは当初予算では湊、夷2カ所、2,000人の逃げ込む避難場所をつくる計画ですが、これこの後も段階的にほかの避難場所を避難タワーをつくっていく計画かどうか。例えば財務課長に聞きたいのですが、支所、行政サービスセンター、例えば小木の行政サービスセンター壊すのに合併特例債を使って、その後に避難タワーを8割5分もらって建てれば、合併特例債適用になるかどうか、そういうことを調べてみていますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今の関係についてちょっと突っ込んで調べておりませんが、基本的には今の行政サービスセンターなり支所なりを解体してまた改めて改築するということであれば、それは合併特例債の対象になるかと思えますし、そこをあえて今度は今の避難タワーをそこに、解体した後にそこに建てるといった場合に起債の上でそこに対して合併特例債というよりは、むしろ今の緊急防災・減災債というようなものが対象になるかというご質問だったかと受けとめた、そうではなかったですか。合併特例債でということ。

〔「合併特例債で2億円で壊して、後に何か建てれば……」と呼ぶ者あり〕

○財務課長（伊貝秀一君） 解体だけを合併特例債でまずやって、その後という話には合併特例債の上で

はそうはいかないです。

〔「1階を庁舎にして、2階を避難場所にする」と呼ぶ者あり〕

○財務課長（伊貝秀一君） したがって、要は解体後の整備、何をどんなものを用途のものを整備するかによって、そこにかけられる起債が変わってくるかと思えます。

○議長（祝 優雄君） 危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 先ほどの議員の質問、今後の避難タワーの建設についての考え方なのですが、基本的には先ほど申し上げたとおり高台への避難、それから今例として挙げられました小木、赤泊、津波避難ビルを指定した場合に逃げ込める人数につきましては1割ほどなのですけども、小木、赤泊とも高台が近いということで、原則的には高台への避難を原則としたいと思います。しかしながら、津波浸水状況あるいは避難の方法、場所等を見まして、どうしても両津地区と同じような場所があれば、避難タワーを建てていくというピンポイントの対策をとらざるを得ないと考えております。

○議長（祝 優雄君） 笠井君。

○7番（笠井正信君） 市長の施政方針の中に耐震改修促進法の改正に伴い、不特定多数の人が利用する民間施設の耐震化について、支援のスキームを構築しますということを書かれているのですけれども、危機管理主幹ですか、予算書にはこの事柄についての予算はあるのかなのか教えてください。

○議長（祝 優雄君） 建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

現在のところ県下あるいはそれから佐渡においても要領、要綱を定めておりません。それから、新年度でそういう民間の耐震化について計上したかというご質問ですが、計上しておりません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 総務費の本庁舎建設等整備事業。この中で懇談会になっていますよね、これ。あなたは、本庁舎増設、新設を今度は検討委員会とか市民ぐるみの何かというふうに私は考えていたが、懇談会になっているのはどういうことなのか。午前中にも言ったけれども、佐渡市の附属機関の運営に関する要綱では、懇談会については審査、審議、調査等を目的としない行政上の意見聴取、懇談会の場として位置づけられるものであるから、るる注意しなさいという話になっているのだけれども、あなた方建てるというのなら、もうあと5年だからそれなりの速度も要るのかと思うのだけれども、改めて市の考えも決まったので、市民から意見を聞く緩やかな懇談会の場を設けて進めるという理解でいいのかな。その辺どうでしょう。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明申し上げます。

今ほどの話のとおり市長の附属機関ではなくて、懇談会という形で検討会議を設立したいというふうに考えます。したがって、市長からは助言を求めるという形で、審議するとか審査をするとかそういう位置づけではなくて、計画案を策定して、そしてそれを案として市長から助言を求めるような形で計画するという形になっています。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） この要綱そのものがおかしいのですけれども、結局今のは一体何だかよくわからないではないですか。助言を求めると、例えばあなた方、この要綱の中で審議する、諮問する、答申するという文言は誤解を招く云々と言っているのだけれども、実際問題みんな集まったけれども、何となく意見を聞いて何となく終わるという中身ではないではないですか、助言を求めるといってというのは。そういう意味でいうと、やっぱりおかしいし、また懇談会というのだけれども、この前12月のときやったけれども、増設、増設といっても、今の三、四倍の私新設だと言ったら、市民は屋根出すのではないかと思っていると私言ったら、いや、そんな市民は一人もいませんという、そういう市民ばかり集める場合もあるし、どういふふうにご公募してやるかというのだから、私これあると思うのです。その辺はどうなっているのですか。あなた方は、やるならやるできっちり市民に説明していく、私そっちのほうが大事ではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） 検討会議の設置の目的が先ほど説明したとおり、市長から諮問を受けてそれに答申をするというような形ではなくて、先ほどの附属機関ではなくて懇談会的な要素でもって設立したいと。それから、基本計画についてはそれを市長からの諮問を答申するという形ではなくて検討するという形でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ちょっとわからないのだけれども、つまり懇談会をやってこの後に検討委員会なりなんなりをつくってやるということなのかどうかということをお答え、これ最後だからお答え願いたいし、余りおかしくてわけわからなくなりましたけれども、しっかりした形に私はこれはしていく必要があるのではないかと思うのですが、その辺どうなのですか。委員の懇談会というのだから、募集も含めて一体ではどうするのか。もしあなたの言うのになるのだとしたら、佐渡病院の人が集まっているところへ行ってこんなのやるのだけれども、皆さんどうですかと意見聞いたってなるではないですか。やっぱりそれしっかりした位置づけにして、市はこう考えているのだ、どうなのだという前段の会議なら会議というふうには私はしっかりすべきだと思いますが、もう一度答弁求めます。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明申し上げます。

会議につきましては、何回も申し上げますけれども、附属機関ではなくて懇談会的な機関を設けるということで、その参加者、会議の参加者という形で、委員については学識経験者なり市民団体の代表者あるいは行政機関の職員というような中から市長が必要と認める者を委員とするということで、会議の参加者という形で任命したいというような形になっています。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） わけのわからぬことを言うておるな、おまえたちは。ページでいうと、多分79ペー

ジの報償費のことだろう。総額で1,109万6,000円、懇談会謝礼等が100万ちょっと。銭がないから職員の給与もカットするかというときに無駄な金を使いなされる。今私どもは、昨年12月にビジョンの改定をしたいと、決定をしたいというか。だから、我が特別委員会は明快に庁舎については意見を申し上げた。そしたら、それを良として12月の改正にはそれを入れたわけでしょう。今そういう段階なのに何の懇談会が必要なのかという。とんでもないところへまた市役所を建てるというなら別です。しかし、今の古い本庁舎、あれをサブとして、そして新しく建てるのは将来50年にわたって佐渡市の行政が進められるようにしたほうがいいのではないかというのに対して、市長はそうするとビジョンで答えたわけでしょう。だから、そうすれば私の計算だと40億は13億あれば建てますよというところまで具体的にしておるのに、何をもって懇談会をやるかというのだから、だめな答えだと思うが、一応予算化されておるから聞きます。しっかりしなさい。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

昨年の12月に基本構想がまとまりましたので、それを発展させるために基本計画ということに入っていきたいと。そのために基本計画案を策定するための検討会議ということで今ほど説明させていただいたように附属機関ではなくて懇談会という要素を持った検討会議を立ち上げたいということでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀君。

○22番（加賀博昭君） それがどんな意味があるかと聞いておるのだ。では、どこまで広げてそんな懇談会を今やらないといけないのだ。今それよりも具体的に事業を起こしていく段階だろう。懇談会の時期は過ぎたと、誰が考えたってそう思うだろう。金がないから職員の給料をカットするときに、100万円といえども1,000万円といえども無駄遣いは許せない、そういう観点からお答え願いたい。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

今から改めて地域を対象としたというか、そういう意味の懇談会を開くということではなくて、基本構想から基本計画あるいは基本設計と入っていくための、いわゆる一番大事なところの基本計画を立てたいということでございます。それで、その会議を基本計画検討会議という名称をつけてありますけれども、そこへ参加する会議のメンバーですけれども、これが先ほど私説明したとおり学識経験者あるいは市民団体の代表者、それから行政機関の職員の中から10名程度選出して、そして基本計画案を策定していただきたいということでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を終結します。

次に、3款民生費についての質疑を許します。

中川直美君。

- 8番（中川直美君） 91ページの臨時福祉給付金の関係についてお尋ねをしたいと思います。まず、子供のほうに行くと子供の関係の子育て世代に対する臨時特例給付金もあるわけですが、消費税対策で低所得者層に対して1万円やるという、97年にもやった、消費税のときもやったやつで余り好評ではないのですが、ここで幾つか聞きたい。今回の場合は、97年のときの倍の全国では2,400万人というふうに言われています。そういう意味でいうと、事務手続もかなり煩雑になるというふうに言われているのだけれども、これ1万円掛ければわかるのだけれども、それと加算の5,000円もありますから、具体的にはどの程度の人数になるのか、1点お尋ねをしておきたい。つまり加算も含めて。

そこで、もう一点聞きたいのは、甲斐市長も消費税対策きちんとやらなければいかぬと言っておるのだが、これ住民税非課税世帯でしょう。ところが、ワーキングプア、月8万円でひとり暮らしで働いていた人には、これ例えばどの程度の給与所得だと住民税非課税になって外されるのか。全国的に言われているのは、結局お一人様、いわゆるワーキングプア、働いているのだけれども、もらえない人も4分の1はもらえないというふうに言われているわけです。佐渡市の場合、住民税非課税の部分が例えば結婚されていない方もいるから、そんなに給与所得水準も高くないし、市の職員3%下げても、それは入らぬだろうけれども、そういった矛盾がこれあるわけです。さっきのプレミアム商品券ではないけれども、こういったワーキングプアの方々、ちょうど谷間になるわけです。ですが、そこをあなた方どう捉えているのか。プレミアム商品券だって金がなければ買えないのです。低所得者にも入らない。今言った特例交付金の対象にもならない世帯がいるのです、これ実際に。これが全国で問題だというのだけれども、あなた方どう捉えていますか。

- 議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

深野社会福祉課長補佐。

- 社会福祉課長補佐（深野まゆ子君） ご説明をいたします。

ただいまご質問がございました臨時福祉給付金のまず対象者でございますけれども、課税されていない者のうち課税されている者の扶養親族とか、それから生活保護の被保護者を除いた対象者につきましては、2万2,000人と試算してございます。それから、その給付金にプラスになります老齢基礎年金受給者や児童扶養手当受給者につきましては対象者は1万3,000人加算分というふうに考えております。そして、子供世帯の臨時特例給付金につきましては、約7,000人というふうに試算しております。

以上でございます。

- 議長（祝 優雄君） 中川直美君。

- 8番（中川直美君） 立つ準備をされていたようなので。さっき言った住民税非課税世帯、給与所得で8万とか9万とっているのだけれども、結局対象者にならない方ってどのぐらいいますか。

- 議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

原田税務課長。

- 税務課長（原田道夫君） ご説明いたします。

今中川議員がおっしゃった住民税非課税の給与所得の関係でございますけれども、単純に給与所得だけ

で考えますと、年間93万円程度の給与収入が以下の方は非課税になると思います。人数については、今ここで把握はしておりませんので、申しわけございません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） さっきこっちの課長が言ったけれども、その人が住民税非課税の家庭の中、世帯の構成がいれば、まだだめなのだけれども、今言ったなぜ一人かといったら、一人で例えば93万下回らなければだめなわけだよ。それ以上、93万では食えませんよ、大体。だけれども、それ以上の方がこの給付金の1万円もらったって今の消費税、全然差し引き合わないのだけれども、それももらえない。93万円程度だからプレミアム商品券も買えないという意味でいうと、やっぱりこういった本当に貧困に困っている方々、この後国保もやるけれども、今度は国保を値上げするみたいのもあるのだけれども、何か私対策要るのではないかと思うのですが、誰が答えるのか、要るのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 中川君、これ議案質疑をやっておるので、一般質問ではないので、そういう質問は控えてください。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

3款民生費についての質疑を終結します。

次に、4款衛生費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

4款衛生費についての質疑を終結します。

次に、5款労働費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

5款労働費についての質疑を終結します。

次に、6款農林水産業費についての質疑を許します。

猪股君。

○17番（猪股文彦君） 163ページの有線放送施設撤去工事9,100万。これ有線放送の所有権は、佐渡市にあるのですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

旧相川町時代に中山間総合整備事業で整備をした関係で、所有が旧相川町ということで佐渡市のまま所有になっているということでございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

6 款農林水産業費についての質疑を終結します。

次に、7 款商工費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

7 款商工費についての質疑を終結します。

次に、8 款土木費についての質疑を許します。

中川直美君。

○8 番（中川直美君） 簡単に伺います。

土木費の関連でお伺いしたいのは、なぜ住宅リフォーム助成制度がないのかということであります。深刻な不景気で消費税入って経済波及効果が最も高いと言われている住宅リフォームがなぜないのかが1点です。それと、あわせて言えば、国がリフォーム事業制度つくりましたよね、限度額200万と100万円。市の経済対策と若干違うのだけれども、2013年度の補正でもありましたから、そういったものをやっぱり入れていく必要があったのではないのでしょうか。なぜ入れなかったのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

住宅リフォーム事業ですが、これまでに5回ほど経済対策として実施してございます。今後とも住宅リフォーム支援事業につきましては、経済動向等々を注視しながら、また消費税引き上げで確かに景気の落ち込みも懸念される場所ですが、そういう状況を見きわめまして適正な時期といたしますか、そういう時期に経済対策の一環としてまた取り組みたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

8 款土木費についての質疑を終結します。

次に、9 款消防費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

9 款消防費についての質疑を終結します。

次に、10 款教育費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

10 款教育費についての質疑を終結します。

次に、11 款災害復旧費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

11款災害復旧費についての質疑を終結します。

次に、12款公債費から14款予備費までの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

12款公債費から14款予備費までの質疑を終結いたします。

以上で議案第36号 平成26年度佐渡市一般会計予算についての質疑を終結します。

議案第37号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これは、暫定予算といえば暫定予算になる、本算定ではないのでありますが、そこでお尋ねをしておきたいのです。今年度の国民健康保険税、過去の推計だと広域化に合わせて年間1万円ずつ上げるといのが方向だったのですが、それは上げるのですかということが1点です。

2点目、賦課限度額が4万円引き上がって今度は81万円になりますよね。これは、もうこれ以上耐えられないと思うのですが、この辺はあなた方は引き上げるつもりなのかどうなのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明します。

1点目の国保税の見通しでございますけれども、議員言われましたように当初予算のベースでは、26年度の見込み等によりまして、ある意味暫定的な予算と言えますけれども、保険税の見込みといたしましては予算上の段階でございますけれども、現在は上げざるを得ない状況だと。一般会計からの財政調整の繰入れも計上してございます。そういった状況にあることは事実でございます。本算定によりまして改めて見通しを立てた中で算定することになります。

それから、2点目の賦課限度額の引き上げでございます。これにつきましては、地方税の税制改正の中で改正が予定されております。今回引き上げますのは、後期高齢者支援金分と介護納付金分をそれぞれ2万円ずつ引き上げるものでございます。これにつきましては、既に限度額に達している方の割合が全国的にも医療費の限度額に比べまして3%から4%、医療費の限度額に達している方が1%ぐらいなものですから、その均衡をとるといこともございます。それから、そのことによって中間所得者の方の負担が薄まるというようなことも言えます。そういうことで本市としても税制改正に応じた対応をとりたいと考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 1点だけ聞いておきますが、ページ数で聞いたらいいと思うのです。15ページで見てもらいたいのですが、ここに保険基盤安定繰入金というのがあるのです。2億はしたがあります。そこで聞きたい。これは、保険基盤安定繰入金ということだから、つまり保険税の軽減に値する金を一般会計から出さなければならない、これは義務的経費なのです。そこでお聞きしたい。これは、一体何人分に相当するのか。7割軽減、5割軽減、2割軽減とあるわけだが、各軽減割合率に何人ずつおるのかというこ

とが1点。あとは本算定のときには、保険料軽減の繰入金というのはあると思うから、本日のところは今私が質問したことについてお答えを願いたい。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明します。

15ページの保険基盤安定繰入金でございます。これにつきましては、今言われましたように7割軽減、5割軽減、2割軽減という保険税の軽減措置がございます。これにつきましては2億の分につきましては、税の軽減される分に対して国、県、市の負担でございます。それから、その下の保険基盤安定繰入金の保険者支援分につきましては、軽減される人数に応じた支援金ということでございます。それぞれの人数についてはちょっと今資料がございませんので、申しわけございません。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今資料がないというのはうそなので、予算を組み立てるのにその基礎となるべき数字がないなんてばかなことは、わかりましたと私は引き下がれないが、持っておらぬのを今もう一回言えと言ったって、これはだめだから、委員会審査までに、我が委員会ではない大澤委員会のほうだけれども、大澤委員会のところへちゃんと説明できるようにしてください。私の答弁はいいです。ないというのだから答えろたって、それ答えられない。

○議長（祝 優雄君） 委員会までには資料をそろえさせます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第37号についての質疑を終結いたします。

議案第38号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 先ほど国民健康保険税が賦課限度額81万円、今度後期高齢者医療制度、年金が下がっている中で2万円アップで57万円になるかと思うのです、賦課限度額が。それで、それに合わせて保険料の改定が行われるわけなのだけれども、これは全国的に大きく上がるというふうに言われているのですが、新潟県はこの間、新潟県の広域連合では頑張っただけで値上げせずに来たのだけれども、今度は大幅に上げるのではないかというふうに見ているのだが、その辺はどうなっていますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明します。

新潟県広域連合におきます後期高齢者医療の保険料でございますけれども、広域連合の議会が3月8日でございます。そこに提出されている内容につきましては、保険料は据え置きという内容での上程と聞いております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） それは、議会が通らないとわからないわけなのですが。そうすると、では限度額の2万円の引き上げは行うのかな。行うことによって影響というのはどうなりますか。さっき言ったように消費税はかかるし、年金は下がっている中で、実質下がらないとこれ負担増になるのですが。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明いたします。

後期高齢者医療制度につきましても国保と同様に賦課限度額の引き上げが予定されています、55万から57万という2万円の引き上げを予定されております。その影響でございますけれども、佐渡市の状況で述べさせていただきますと、賦課限度額に現在基準に達しておりますのは25名程度でございます。そのことによって引き上げに、今年度の今現在の状況での推定になりますけれども、2名程度ふえるというような試算でございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第38号についての質疑を終結します。

議案第39号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第39号についての質疑を終結します。

議案第40号 平成26年度佐渡市簡易水道特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第40号についての質疑を終結します。

議案第41号 平成26年度佐渡市下水道特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第41号についての質疑を終結します。

議案第42号 平成26年度佐渡市歌代の里特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第42号についての質疑を終結します。

議案第43号 平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第43号についての質疑を終結します。

議案第44号 平成26年度佐渡市五十里財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第44号についての質疑を終結します。

議案第45号 平成26年度佐渡市二宮財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第45号についての質疑を終結します。

議案第46号 平成26年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第46号についての質疑を終結します。

議案第47号 平成26年度佐渡市真野財産区特別会計予算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第47号についての質疑を終結します。

議案第48号 平成26年度佐渡市病院事業会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第48号についての質疑を終結します。

議案第49号 平成26年度佐渡市水道事業会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第49号についての質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第49号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第8 請願第1号及び請願第2号

○議長（祝 優雄君） 日程第8、請願第1号及び請願第2号についてを議題とします。

ただいま議題といたしました請願第1号及び請願第2号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（祝 優雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、7日午前10時から代表質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午後 4時16分 散会